

1. 議事日程（第3日目）  
（予算決算常任委員会）

令和 7年 3月17日  
午前10時00分 開会  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第29号 令和7年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第33号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計  
予算
- (3) 議案第42号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算

3、閉会中の継続調査について

4、閉会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	児 玉 史 則	副委員長	山 本 数 博
委員	益 田 一 磨	委員	佐々木 智 之
委員	熊 高 慎 二	委員	浅 枝 久美子
委員	小 松 かすみ	委員	南 澤 克 彦
委員	新 田 和 明	委員	山 根 温 子
委員	大 下 正 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	金 行 哲 昭
委員	秋 田 雅 朝		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（34名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
企 画 部 長	高 下 正 晴	産 業 部 長	森 岡 雅 昭
建 設 部 長	河 野 恵	議 会 事 務 局 長	高 藤 誠
財 政 課 長	沖 田 伸 二	財 政 課 入 札 ・ 検 査 担 当 課 長	竹 添 正 弘

政策企画課長	黒田貢一	地域営農課長	稲田圭介
農林水産課長	森田修	商工観光課長	松田祐生
管理課長	鈴川昌樹	建設課長	登田晃
下水道課長	佐々木宏	議会事務局次長	藤井伸樹
商工観光課課長補佐	小野光基	財政課財政係長	高橋秀尚
財政課入札・検査係長	中迫大介	政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂
政策企画課地方創生推進係長	藤堂洋介	地域営農課営農支援係長	藤城輝久
地域営農課利用係長	佐々木覚朗	農林水産課農林土木係長	船川雅弘
農林水産課林業水産係主査	原田由史	商工観光課観光係長	森竹和孝
管理課建設管理係長	住田一幸	管理課住宅係長	岩本武敏
建設課工務係長	泉竹千代	建設課維持第1係長	田中哲也
建設課維持第2係長	上岡洋平	下水道課業務係長	田中要典
下水道課下水道係長	山崎勝宏	農業委員会事務局農地係長	武部弘

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤誠	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	山口渉



午前10時00分 開会

○児玉委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は15名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第5回予算決算常任委員会を再開いたします。

本日の審査日程はお手元に配付したとおりです。

直ちに本日の審査に入ります。

議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題とします。

企画部、政策企画課の審査を再開いたします。

3月13日の委員会で、地域おこし協力隊の件及び地域情報化推進事業費の通信費について資料要求し、提出がありました。

初めに、予算書59ページ、地域おこし協力隊支援業務委託料の件を議題とし、資料の説明を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

それでは、地域おこし協力隊の活動支援業務について、資料により説明をいたします。

本業務は、協力隊経験者が現役隊員や新規採用予定者に対し、隊員の活動や生活に関する日々の相談業務、地域住民とのつながりづくりにより、隊員が活動しやすい環境づくりを行うことを目的としています。

事業の流れを御覧ください。

市は、受託事業者と業務に係る契約を締結します。受託事業者は、全体統括として協力隊経験者と協力し、支援者として現役協力隊員8名、新規採用予定者3名の活動に関する相談対応等を行います。OB・OGがサポートするとしているのは、受入れ隊員の孤立を防止することや担当課職員の負担軽減を図ること、OB・OGが引き続き同じ地域で活躍できる場をつくるのが目的となっております。

資料の右側を御覧ください。

業務の概要①協力隊員のサポート体制の構築です。

受託事業者は11名の隊員と協力隊経験者をつなぎ、伴走支援体制を構築することや協力隊経験者が行った支援業務の実績に応じて報酬の支払いを行います。

②協力隊の活動の伴走支援では、協力隊経験者のネットワークを生かして人の紹介や退任後の生活に向けた助言等により、活動支援を行います。

③新規採用者の着任までのフォローアップでは、着任までの期間、住居探しや家族を伴った転居に係る相談、着任後の活動の具体化に係る支援を行います。

④活動状況報告では、受託事業者は対応状況の報告書を毎月1回、また、市が主催する連絡会議に毎月1回出席し、情報共有を図るなど、業

務を行うこととなっております。

以上で、資料の説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今、説明いただいたんですけども、資料提供ありがとうございました。

事業の流れというところで、前回伺った、この受託業者から地域福祉協力隊OB・OGに対して、さらにそこからまた次の受託業者にお金が出ているようなことはないということで、この表の説明で。まず1点、それでよろしかったですか。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 資料のとおり、受託事業者と協力隊OB・OGは連携する関係にございます。

会っている関係ではないということです。

○児玉委員長 新田委員。

○新田委員 この受託事業者がそのOB・OGを雇用しているわけではないということでもよろしかったですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 失礼しました。そういうことでございます。

○児玉委員長 新田委員。

○新田委員 とすれば、この受託事業者が、このOB・OGに対して報酬を、例えば時間給とか、ある一定の取組によってお支払いされていると思うんですが、それは市のほうはきちっと関わって、時給幾ら、もしくは1相談当たり幾ら、それはもう何時間以内とか、その辺を決められて市の職員が関わっているかどうかを含めて1点伺います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 相談全てに市の職員が関わっておりませんが、1か月当たりの1隊員の指導時間は4時間以内とし、時間単価につきましても、仕様書に時間単価を示して支払いをしていただくようにしております。

以上です。

○児玉委員長 新田委員。

○新田委員 4時間までは同じ単価ということの理解でいいですか。もし、その金額が分かればお願いします。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 4時間以内の支援として、時間単価につきましては、1時間当たり2,720円ということで、仕様で示しております。

- 児玉委員長 新田委員。
- 新田委員 2,720円の根拠っていうのは、何かを引用されてつくられていると思うんですが、その辺ちょっと説明をお願いします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 隊員のサポート単価につきましては、安芸高田市の移住定住促進等関連事業の協力者謝礼基準に基づいた時間単価を用いております。
- 児玉委員長 新田委員。
- 新田委員 これ、実際は何人関わっていらっしゃるか、恐らく主要な方かなというふうに思うんですが、1期ということであれば、なかなかちょっとそこを指導するまではいかないと想像しているんですけども、何人ぐらいかかって指導業務をされているかというのを伺います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 昨年の実績からで申し上げますと、8名のOB・OGが支援者として関わりを持っております。
- 児玉委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 この協力隊員のサポート業務、それに応募の業務なんかがあったりするんですが、2020年からですか、令和2年から5年までの協力隊員のサポート業務に関わって執行状況を見ましたら、設計額イコール落札額、途中、入札価格とかいうのがあって、これはちょっとおかしいんじゃないかということが上がりまして、昨年11月28日に臨時議会を開いて、この協力隊員に関わる事務執行は、ちょっと疑義があるというところで、財務状況や要綱、それらに照らして本当に正しい執行がされとるんかどうか議会として監査請求しようということで議決をして、今、監査請求に出しとるんですね。その事業をまた同じように、同じ若干名も関わられとるのかもしれませんが、また上がってきたと。この支援業務にしても、募集業務にしても、予算をされているんですけど、まだ監査の報告もないし、報告があったら、また議会でどう取り扱うかということも考えていかなければいけないと思うんですよ。というような状況なんで、市長さんも新しくなられて、副市長さんも加わられて、執行部のほうは、ほぼ以前どおりのメンバーなんで、この予算が出たときに、ちょっと見直しも含めて一呼吸置こうやと、こういうような話になるんじゃないかと思うて見とったんですけど、新年度上がってきとるんで、全く協議はされとらんのかなというふうに思うんですけど、その辺りは予算審査の中で、どういう経過をたどられたのか、そこをまず1点お聞かせ願いたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉安副市長 山本委員の御指摘の業務委託についてということでは、今、山本委員が経過について説明していただいたとおりであります。私もその中の総務文教常任委員会からやり取りをさせていただいております。そのとおりであります。何の議論もせずに、執行部の中でこの予算編成のところを、予算を上げて出してきたのかということ、それは十分議論をしてまいりました。

協力隊員の皆さんは、今もう既に活動しておられる方もいらっしゃいます。そして、新たに応募もしております。そうしますと、この支援する形は、市としてもしっかりつくっていかなくてはいけないという前提で、この予算を編成することにしました。それは、やはり総務文教常任委員会の中でも申しましたけれども、やはり3名の協力隊員の方は、都市部から安芸高田市にいられて、不安の中で仕事をしながら、3年後には、どうにか自分で自立あるいは就職、起業とかをなされなければならない立場であります。その支援をするというのは、行政としても当然の責務だろうということから、この間、その予算をしてきたことを来年度においても当初予算に計上しようということ、ここに上げさせていただきました。

山本委員が御指摘の業務委託についてという総務文教常任委員会での質疑、それから、その後の監査委員への監査請求というのを議会から正式にされたという経緯、これらも我々も重々承知の上でこの予算をしたというのは、まず、業務委託についてというのは、先ほど山本委員がおっしゃられたように、設計から入札予定価格、そして契約、その部分の金額について申されましたが、確かにそこに疑義があったのでということとは間違いのない委員会の調査内容だったと思います。

ただ、それを踏まえて、今、どういう措置をしておるかということ、設計から入札まで、そして契約までは、事後審査型の一般競争入札をもう既に採用し、その部分については、透明性とか、いろんな角度で見直しを行ってきておりますし、今後、この予算編成後の新年度においても、それをその形で執行していくということを思っております。

併せてこの部分にも言及しておきたいのですが、間違っただけで伝わってれば、この際、この答弁で修正をさせていただきたいのですが、実績報告も、これまでペーパー1枚だったときもあります。ですが、それではやはり説明がなされていないだろうということも反省の中でありまして、実績報告、お金を使って、それが何に使われたのかというものはっきり分かる形で実績報告を上げて、それを確認して、確認できたものについては検査調書で確認した後、支払いをします。これが当然のルールでありますけれども、これも実施していこうということで、今回、この業務委託について、全般ですが、見直す中で、この協力隊員の支援業務についても、そのような形を執行していこうということの中で予算をしてまいりました。でありますから、この後、監査請求の後、監査報告があつて、議会のほうでどのような判断をなされるかということも注視しながら、

今の状況で言えば4月1日以降、待ったなしの協力隊員さんへの支援というのは引き続き担保していかななくてはならないというのが執行部としての考えでありまして、その方向で予算をしたということでもあります。

以上です。

○児玉委員長

山本委員。

○山本委員

執行の在り方も一応変えたというように今聞こえましたし、中身も変えていったんじゃということを経由として言われたと思いますけど、令和6年度の予算の執行を見させてもらいましたら、それはやっぱり入札の関係で、予定価格よりやっぱり落札額というのは下がってございましたけど、受けとる業者は以前と変わらんですよね。じゃあ、何者でこの業務を競り合ったのかなと思ったら、今までやってきた1者のみで入札を執行されとる。私が見たら、仮面を替えて、その者に優先的に取れるようにしたぐらいにしか思えんですよ。

また本年度の予算を上げて、また同じルールで、また執行したら、やっぱり以前の業者の人が1者出てきて、またその方が受けられる。これは行政が官製談合の疑いがあるような流れになっていくんじゃないかなと思うんです。

その点で、同じ業者がこれから先もずっと受けられるような中身というのは、いかがなものかなというふうに思うんです。じゃあ、それは一応、入札の方法で財務規則に書いてあるルールに沿ってやりよるんじやと。だから問題ないということでも今からも行かれるんじやろうと思いますけど、ここは疑問があるということをもまず1点を訴えておきたいというふうに思います。

じゃあ、このサポート業務は、OB・OGが指導するんじやというふうに書いてあるんですけど、今までは何人、関わったか分からんですよ。要するに令和6年度は8名のOB・OGが関わったと、指導に関わったというふうに言われましたですね。それは指導に関わられた方の報告書というのは、市のほうに逐一上がるとるんでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

毎月の実績報告により、こういった相談があり、こういった対応をしたということは上がってきております。

○児玉委員長

山本委員。

○山本委員

いや、私が言うのは、以前も報告書はどういった対応で、どうであったというのは、実績報告にもあったのは閲覧しておりますけど、OBのどなたが、この協力隊員に関わって、どういう指導をしたとかというのが上がるとるかということをお伺いしよるんです。

○児玉委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

報告をいただいております。

○児玉委員長

山本委員。

- 山本委員 8名の方の報告者の名前が記載してあって、OBの方の名前が記載してあって、それで協力隊員の名前も書いてあって、この方に私はこういうことをしましたというのは、市のほうへ8名の報告が上がったんですか、毎月。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 報告するのは受託事業者からの報告ということなんで、受託事業者のレポートに、いついつ、誰が、どの隊員がOB・OGが関わって指導したということは記載したものを頂いております。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 それは信じにゃいけないのだろうと思いますけど、事業主の報告書に、それ、書こうと思えば何ぼでも書けるんじゃないですか。どういうOBが、どういう協力隊員に何月何日に会って、こういう話題でこういうことを指導したり、こういうことを一緒にやったということを、じゃそうなど言うて、請け負った事業者が報告してくると言うて今、言われたんですね。で、実際にやった人の報告書が上がってくるのがほんまじゃないかと思いますが、その辺は改善されてないんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 改善といいますか、受託事業者から委託の報告を受ける形になっておりますので、受託事業者のレポートにより報告を確認しております。さらには、月1回全体の協力隊員と会合を持っておりますので、そういった話題の中で、先日、どこどこのOBの家にて話をしたとかいう話も聞いておりますので、そういったところで全般的な確認を行政としてはしておるところでございます。  
以上です。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 どうも今の報告じゃあ、今、言われたのは、協力隊員がOBの家に行って聞いたというようなことでしょうか。要は、要綱に沿ってないんじゃないかと思うんですけど、要綱はOB・OGがそれぞれ雇っとる協力隊員のところに行って、生活支援ですかね、協力隊員の活動や生活に関する日々の相談業務をやったり、地域住民とのつながりづくりをやったり、協力隊員向けの研修会の企画や運営をOB・OGがやるといって、このサポート業務には書いてある。じゃが、事業者がこういう方がこういう協力隊員のところへ行ってやられましたというのを報告してきよるいうて、事業者の報告だけで執行部は認めていきよるように今、言われましたですよ。OB・OGそれぞれが、やることを市のほうは要求せにゃいけないのじゃないですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。
- 杉安副市長 山本委員の質疑の中で、2点ほど、こちらの答弁でお答えしながらお

話したいのは、まず、官製談合防止法に違反する疑いがあるということ根拠があつておっしゃられていないと思います。ですから、この場でおっしゃられるというのは、あたかもそのように伝わりそうで、非常に遺憾に思うと同時に、委託業者が書いてくれば、何を書いとしても、それは分らんじゃないかということもおっしゃられました。これも厳密に言えば、これは虚偽の報告になりますから、文書偽造であったり、虚偽の報告により委託料を受けようとする詐欺罪にもなりかねないと思います。ですから、そのようなことはないようにしなくてはいけないのも我々の仕事ですから、もし、答弁をする中で、来年度の事業については、先ほど私、申し上げたように、実績報告の中でしっかりそれを見ていくような証拠の部分も出してもらうようにしますといった部分を今、委員が御指摘の支援者、そして支援母体であるもの、それとOB・OGの方が現職の協力隊員のところへ行って、どういう指導をして、どういうことをやってきたかということも文書にして残したものを支援者に上げていただいて、その第一の受託者ですね、その受託者から市のほうに上がるような形で改善して上がってくるように、皆さんに理解していただくような形にし直したいというふうに思います。

新年度のこの予算の執行する部分については、そのようにしていきたいと思ひます、御指摘のように。

以上です。

○児玉委員長

山本委員。

○山本委員

根拠に基づかん今の官製談合ですね。あれやら、今の事業者の御報告の関係を今、聞かせてもらったんですが、今、副市長が言われるように、証拠がないんで、皆さんに誤解を招くような発言であったという御指摘には、ただいまの発言は取り消させていただきたい、こういうふうに思ひます。

今、言われるように、新年度の中でこの予算を執行していこうとしたら、私の質問やら何かで随分考えてもらわにゃいけんような中身がありましたですね。そういう中で予算を出されたということをもう一度しっかりそこは議論されて、ここはこういうふうに変えていくじゃとということの中で、同じ名前ですけど、新しい中身でもって予算するんじやということが言われるんなら、それは過去の例からいうて、若干理解できる部分もあるんです。だから、こういうふうにしていこうと言われたんで、そここのところをしっかりとってもらいたいと思ひます。

1点、ここにも書いてあるんですが、協力隊員の搬送支援で、②協力隊経験者のネットワークを生かすという表現になってますよ。今、8名の方が、事業者の協力をすることでおられるという説明がありよったんですが、ネットワークというたら、もう組織化されとるというふうに思ひますけど、そこら辺はどういうふうな仕組みになつとるんでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 ネットワークというのは表現でございまして、協力隊OB・OGが何か組織をして、何か活動するという意味ではございません。現在、8名の方が、昨年度、支援をしたと申しあげましたけれども、実際には18名ぐらいの方が市内のほうに残っていただいて、様々な活動をしていただいている状況なんで、そういった今まで関わりを持たなかった協力隊にも関わってもらいたいという思いで、こういったネットワークというような表現をさせていただいております。

以上です。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 ですから、今、組織化して、事業者の人がそのネットワークを生かして協力隊員の支援をやりよるということではないということですよ。これも、18名の方が今、在住されとるんで、その方たちにと言われたんですが、全く支援をするためのOB・OGの話じゃないと思うんですよ。こういう方もおられるんで、この方たちにもこの支援に参加していただきたいということを今、言われたんじゃないと思うんですね。要するに、そのネットワークづくりというのは、市が率先してそのネットワークをつくった上で、この支援体制をやるべきじゃと、こういうふうにするんです。事業者さん、OB・OGの人が市内へ18人おられるんで、これらの方に参加してもらって、指導・支援のほう、よろしくお願ひしますと。それで予算は1時間2,720円ほど謝礼として出してもよろしいですから、やってくださいやと言うて事業者の方に頼まれているような状況であろうと思うんです。ですから、誰に、OB・OGに頼むか、それで、OB・OGもいいよと、今年はこの方針でいこうやということになっとならんとするんです。要するに、ミッションというんですか、この協力隊員は、こういうミッションでもって3年間、安芸高田市で活躍してもらおうというので入ってこられるんでしょう。そのミッションを達成してもらわないけんわけでしょう。それを誰が助けるんですか。OB・OGの協力も得て達成をしていきたいということなんでしょう。誰でもええけ、18人のうち誰か手伝っちゃってやと言うて、事業者さん、よろしく頼みますというようなことで、市はそれでええんかのうというのが一つあるんですが、そのところはどうかお考えですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 せっかくお越しいただいた協力隊員なんですね、OB・OGだけでなく、行政も含めてしっかり支援していく必要があると。その上で、その協力隊員が安芸高田市のほうに定住・定着し、また、関係人口として関わるような関係性になっていくということなんで、行政もしっかり関わっていきたく思いますけれども、先ほど委員さんがおっしゃられたとおり、協力隊18名のネットワークづくりというのは、これまで行政としては積極的に行ってこなかったこととございまして、協力隊の連絡会

議は毎月しておりますけれども、年に1回ぐらいは、OB・OGさんに集まっていただいて、こういった隊員がいるんで協力して一緒にやっていきましょうというような、そういった体制づくりも今後、必要かというふうに思いました。

以上です。

○児玉委員長 山本委員に申し上げますが、要点を絞って質疑のほうをお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 今、新年度予算に関わって、協力隊支援業務が安芸高田市で組織的に整っとるんかどうかということをお伺いしよるんです。その点でお答え願いたいと思います。要するに、今、ネットワークがない、こういうことが分かったんですね。年に1回集まってもらって、18名の人に、そういうことで現協力隊員の支援・活動について御協力を願いたいということを進めてまいりたいという話が今、言われましたでしょう。要するに、ネットワークづくりがまだできてないんじゃないかと。これがまず最初だろうと思うんです。このネットワークづくりをやって、ネットワークができた中で、この事業者さんがそのネットワークを使ってやるというようなところが進んでもええんじゃないだろうと思うんです。もう一つ、その辺が今、執行部のほうの答弁の中でできてないということが明らかになると思うんです。

もう一点、11名の協力隊員が今、着任しているというふうに聞いたんですけど、市の所属課に机があって、そこに配置されている協力隊員は、ゼロなんじゃないですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 ネットワークの関係につきましては、行政として年に1回、会議をするようなネットワークは開催していないという話でございまして、我々担当課とすれば、18名のOB・OGの隊員さんとは連絡を取り合いながら、どんな業務で活用、どうされとるかっていうのは把握しておりますので、受託事業者と協力して、その相談に応じて適宜対応できる隊員の派遣については、協力しながら行っていけるような体制ではあるというふうに考えております。

また、隊員11名の内訳ですけれども、現在、来年度、8名の隊員が在籍で、3名が新規予定者ということで、今後、募集になるというふうな流れですけれども、8名の隊員につきましては、原課に籍がございまして、そこで週に数回は執務をしていただくような形で進めております。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 私が言うのは、ネットワークができてないじゃないかというのは、18名おられる方に、1年に1回ぐらい寄ってもらうて、支援協力をお願いしたいというふうに言うんじゃないと言われてたんで、まだネットワークができてないんじゃないかというふうに思うんで、そこはネットワークができて

ないというふうに言うたんですけど、要するに、OB・OGが支援ができる体制を協力しましょうというても、極端に言うたら、OB・OGだけで支援協力組織というのはできてないんじゃないかということをお聞きしてるんですよ。OB・OGに支援してもらおうでしょう。こういう事業をやるから、OB・OGの人、名乗りを上げてくださいと、私はやってもええよという人は手を挙げてくださいと。で、OB・OGを集めて、それが支援組織のメンバーじゃと。事業者イコールその8名の組織ということになるんが一番ええんだろうと思いますけど、そういった組織を完成されて、この業務を発注するんじゃと。受皿はありますよというような形になつとるんならいいんですけど、業者の人が請け負うちゃった、あんた、OBやのう、OGやのうとって頼みに行つて、あれ、支援しちやつてくれやというような状況じゃないんかということをお聞きするんですよ。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。

○黒田政策企画課長 形としては組織のほうはできていないんですけども、OB・OGとか支援者、受託事業者との間では、日々、行政のほうの担当職員は情報共有を図っておりますので、繰り返しになりますけれども、適宜、相談に応じて回答できるOB・OGを派遣するような体制はできているというふうに考えております。

○児玉委員長 暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時37分 休憩

午前 10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
休憩中にお話ししましたように、要点をまとめた簡潔な質疑をお願いしたいと思います。  
山本委員。

○山本委員 協力隊の人は、それぞれの課に配属されて、月に何回か来ると、こういう話なんです。でしたら、担当課は、その協力隊員を雇うた目的を十分知つとるし、目的達成のためには、担当課は当然、指導したり相談に乗ったりする義務があると思うんです。そうしたら、担当課やその協力隊員がおるんでしたら、ここに別に支援をせんでも、担当課の皆さんで、その方がミッションを達成できるようにやられたらどうかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉安副市長 先ほどの山本委員の質疑については、既に高下企画部長のほうで、なぜ業務委託で、要は直営のことをおっしゃっておられるんで、直営で市の職員がしてもええんじゃないかと。そうすれば、新たな業務委託料も

発生せんじやないかという視点の質疑だと思いますが、担当職員もそれはそれで日々の業務も持ちながら、ある程度、対応はできると思います。

しかし、日常的に、例えば夜、土日とか、協力隊員さんのOBでないとできないような支援は、市の職員もなかなかそこまで手が回らないというのが実情としてありまして、この業務委託を選択したというふうに答弁してきておりますので、その答弁はそのまま生きるというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長

山本委員。

○山本委員

今年度からそういう考えになられたんだろうと思いますけど、前年度までは、市役所に勤務せずに地域で活動されておりましたよね。だから支援が要るんじゃないかというふうに思いよったんですけど、市役所の中に机があって、職員と一緒に協力の業務をやりよる中で、部長が以前、答弁したんで、それでええじゃないですかというところの考え方もいかがなものかと思うんですが、やっぱりあれは変わりませんか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

まず、地域にいわゆる委託型の協力隊がいたから、じゃあ、そういうフォローのためにということで最初のことは言われたんだと思うんですけども、確かにそういった面はありますが、昨年、大変多くの協力隊の方に来ていただくことができそうだというふうなことが分かって、こういうフォローアップというのが、少ない職員が関わってという形では十分に、非常に進めるのが難しいなということで、今年度、新たに事業化したのが始めたきっかけということであります。

実際、今回、8名で、3名の新しく来られる方がいるというふうなことであります。今年度、実際にやってみて、やはり離れた、特に東京とか大阪とか、遠いところから来ようとされる方にとっては、自分が家族も連れて異動してくるときに、相談ができて本当に助かったというふうな話も聞きました。

来られてすぐのところの支援も重要なんですけども、来る前のところという部分の対応については、特に私たち職員は、よそから来てというふうなことの経験がない者が多いですから、具体的な支援というふうなところでアドバイスも難しい面があることがあります。実際に、自分もよそから来たときに、その経験が直接伝えられるというふうな形というのは非常に意義があるなというふうに今年度、実施して思ったところでありますので、職員がそばにいるから大丈夫だというふうなことでもないなと。やっぱり協力隊の方に、OBの方に関わってもらおうというのは必要なことだというふうに感じているところです。

以上です。

○児玉委員長

山本委員。

○山本委員

要綱では、サポート業務に要する経費というのは上限が200万円なん

ですね。この予算がやっぱり200万円なんですよ。この財源内訳はどういうようになっているんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 財源は一般財源です。一般財源というのは、特別交付税が一般財源です。一般財源になります。特別交付税として申請する予定です。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 今、特別交付税と言われたんですが、本年度、入りますよね。要するに、200万円なんで、200万円全額が交付税で補うという予算なんですか。

歳入的には来年度の予算なんで、来年度200万円の支出に対して、来年度、特別交付税で入ってくると、全額。そういうふうに理解してもいいですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 そのように理解していただいて大丈夫です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 先ほどから地域おこし協力隊のことで、しっかりと協議されておりますけれども、これについて副市長は、隊員はもう活動しているから支援が必要だと、支援の必要性を言われておりました。それも分かります。また、部長が言われましたように、本当に昨年たくさんの協力隊員が来られた。本当にこんなにたくさん市に来られるというのは、他の自治体でもそうそうないだろうというふうには思います。

ただ、この事業について、入札業務の執行については、市民から議会に提出されてきた調査案件でございます。市民がおかしいんじゃないかと言われてまで、そして、この調査を議会に上げてこられた。その調査をさきの総務文教常任委員会で調査を行った挙げ句というか、最終的に所管事務調査の結果として、4点について監査請求をしましょうと。これは全会一致で決めたことでございます。

この監査請求の結果をもって、議会としてどのように対応するか判断するべきであるという結論を出しております。これについては、もう既に市のホームページ、市議会のところで載っております。これについて、市としては支援が必要だ、それだけで今までとどこが変わったのか、どういうふうにやっていく、それをまずはしっかりと、言われているとは思いますが、市民にしっかりと理解できるもの、そして、議会はこのことについては監査請求の結果が出てから動くという形をつくっております。そこについては、どのように考えられているのかお聞きしたいと思っております。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　　まず、先ほど全てを答弁させていただいたと思っております。その中で、確かに今、山根委員がおっしゃられるように、議会から監査請求が出されて、その答えがまだ返ってないというのも事実であります。その結果も踏まえて、どのような判断をされるかというのが議会のほうで出れば、それを注視しながら、この業務委託の執行についても配慮していくという答弁もさせていただいたように思いますので、そのように答弁は一定しております。

　　以上です。

○児玉委員長　　ほかに質疑はありませんか。

　　熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員　　ずっと聞いておりましたけども、市民が、議会が、という話がありますけども、これで説明して、理解できないのがおかしいぐらいだと私は聞き及んだんですね。その結果として、この取組が、特に事業の流れの二枳、四角のところですね、そこを問題視されているように思いますけども、新規の地域おこし協力隊もどんどん入ってくださるという形、それから、これまでも定着率というのは非常にいいというふうに私は認識しているんですね。それも含めて、こうやった支援体制があるからこそ、そういった流れになっているんだというふうに思いますが、その辺の認識は、執行部はどういうふうに思っておられますか。

○児玉委員長　　答弁を求めます。

　　藤本市長。

○藤本市長　　熊高委員がおっしゃるように、定着率は非常に高い実績があると思っております。それは、こういった伴走支援とか、いろんなものを市が取り組んだ結果だとも思っております。

　　この協力隊の支援業務を、やはり協力隊というのは、やはりこれからの市の行政支援を進めていく中では必要な事業だと思っておりますので、そういった中で、課題が、議員の皆さん、市民の皆さんに疑義を持たれる点については、丁寧にこういった監査請求とかをしてもらいながら、それについて改善するものは改善しながら、事業をより効果のあるものにつなげていきたいなと思いつつながら、今、やっているんですけども、そこで、まだ若干御理解いただけない部分があるということで、今回も市としては必要な事業ということで計上させてもらっております。

　　そして、片や監査請求がまだ結論が出てないということもありますけども、そういったところは、具体的には執行部としては、この場で申し上げるのは適当な言葉かどうか分かりませんが、監査請求の結果が出るまで執行については保留する覚悟でもおります。しかしながら、そこで、これで大丈夫というか、監査請求の結果において問題ないということになりましたら、すぐさま、この事業をまた皆さんの信頼の得られるような透明性を持った事業として展開できるようにやっと思っています。

　　以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 先ほどの質疑の中に副市長も指摘されたように、誹謗中傷的なことも含めてあるんですね。これが市民を混乱させる要因にもなっているんだと私は受け止めました。そういったことも含めて、執行部はしっかりとした方向性を出してやっていると私は認識してこの説明を聞いておりますので、そこらは自信を持ってこういうふうに進めていくんだと、監査請求の結果が出れば、そのときにきちっとすべきことをすればいいんだと思いますね。停滞なくこの業務が執行できるようにやっていただきたい、それについて改めてお伺いしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 市長が先ほど、執行についての一部答弁をさせていただきましたが、これはやっぱり、皆さんとの質疑を聞いていて、その思いを持って発言をさせていただいたというのは私もよく理解できる場所ですが、あくまでも執行を留保するというのはイレギュラーな話であります。我々は執行するための予算も出しておりますし、2月の補正予算時には債務負担行為も議決していただいて、執行できる場所までもう全て手続きができていく状況の中で今、お話しをしております。

例えば、これはまた例え話になると非常に混乱を招くかもしれませんが、市長が申し上げた部分は、議会としての結論が、これは執行を留保すべきであるというところで、当然、附帯議決等、過去にも例がありました。そういうのが、例えば、議会全体でそういう方向性が出されて、そういう附帯決議がなされるのであれば、それは真摯に受け止めて、それを市としても受け入れなくてはいけないだろうという思いは市長と共にありますので、そういう発言にもつながったのかもしれませんが、あくまでも今の状況は、新年度予算で上げております債務負担行為も済んでおります。そして、この後、予算委員会でのどのような結論が出されるかは今後委ねるとしましても、そういう一定の議会の意思決定がない以上は、附帯決議とかがない以上は、このまま執行させていただきたい、それがこの事業の成否につながるというふうに思いますので、ぜひとも、その点はお認めいただきたいというのは、先ほどの熊高委員の質疑に対する答弁であります。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 今、副市長が話をされた中には、以前、予算の根拠がないのに予算を通してくれというような時期も浜田市長時代にありましたけども、それでも議会を通したこともあったんですけど、そういったこともいろいろ議会と執行部というのはあると思いますけども、今の説明を聞いた限りでは、十分、執行する中身が私は判断して妥当だろうというふうに思いながら聞いておりましたので、その判断をしたいと思いますが、今、副市長がフォローしたような形になりますけど、市長、執行するという中

で、いろいろ監査があつて、いろんなことがあれば、それはそのときにまたいろいろ協議をすればいいことなんで、やはり自信を持ってこの予算を出したんなら、執行するという形を改めて答弁していただきたいというふうに思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 執行留保の表現を的確に正確にお伝えしなかったんで、ちょっと副市長のほうフォローしていただきまして、本当にこの予算、この事業だけじゃなくて、この予算書に込められている全ての事業を自信を持って執行部、職員と一緒になつてつくり上げた予算ですんで、自信を持ってこの事業を進めていきたいと思つておりますんで、その辺の御判断をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 すみません、ちょっと端的にお伺ひしたいんですけど、説明資料の業務概要の②協力隊活動の伴走支援のところ、1時間あたり2,720円、協力者謝礼基準によつてというところで金額が決まつてお伺ひしたんですけど、これって上限額が2,720円みたいな感じで決まつているものなのか、他市町とかと比較をしてのものなのかというのだけ、お伺ひしたかつたんですけど。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 1時間あたり2,720円という単価で対応しております。ですから、上限ではなく、2,720円払うということです。そういうことです。

○児玉委員長 よろしいですか。

益田委員。

○益田委員 業務の活動状況報告のところ、以前、紙ぺら1枚だったのが改善されているみたいな答弁があつたと思うんですけど、現状の報告のフォーマットといいますか、どういう形で御報告が上がつてきているのかをお伺ひします。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 報告書の様式が決まつているものはございませんので、受託事業者からの任意の様式の報告になっております。内容につきましては、活動日と活動内容が書いてあるのと、支援した時間が記載してある様式になっております。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 先ほど来から、いろんな答弁と質疑があつたと思うんですけど、どうしても一般質問でもここを触れた手前、ちょっと再度お伺ひしておきた

いんですけど、こういういろんな疑念だったりとか質疑が上がってくる  
ところの要因として、やっぱり市民の方に対して、この協力隊の活動支  
援業務の内容だったりとか、そういうのがもう少し広報として具体的に  
明確に市のホームページであるなり、地域おこし協力隊のF a c e b o  
o kであったり、あると思うんですけど、そういうところで改めて広報  
を以前とも少し違ったような形で改善されていくお考えはあるか、最後  
にお伺いします。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。

○黒田政策企画課長 おっしゃるとおり、活動状況が見えにくいという点はございますので、  
市のホームページ、あるいはF a c e b o o k等で活動状況の報告をす  
るように今後はしていきたいというふうに考えております。  
以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
まだ質疑があるようですが、おおむね1時間を経過しましたので、こ  
こで換気のため、11時10分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。  
引き続き、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
金行委員。

○金行委員 1点、お聞きします。  
この地域おこし協力隊の部分で、市民からの監査要求が出ております  
よね。それは一応は私の記憶では60日以内とかいうことがありまして、  
市民には、この返答は、議会のほうには書いていませんが、市民のほう  
は、そういうホームページか何かの形で一応は返しておられるか、1点  
お聞きします。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉安副市長 まず、昨年11月の総務文教常任委員会からちょっと整理し返ると、そ  
こでも市民の方から出た要望書ですかね、それを基に総務文教常任委員  
会で取り上げられて、調査され、審議されましたけれども、その中で、  
4つの点でまだ疑義が残るよということから議会として監査委員に正式  
に、これは地方自治法に基づく議決を経た上での監査請求をされており  
ます。その監査委員におかれては、そのことを踏まえて、執行部に対し  
て資料を請求されました。その資料も既にお出ししております。

ただ、まだ関係課へのヒアリング、直接の聞き取りというのが作業と

して残っていると伺っております。それが予定では数回行われるということでありまして、そのヒアリングを全て済まされた後に、監査委員が監査委員として結論を出して議会へ報告をされます。それはまだ未定の日ですが、その報告されたものをもって、議会のほうでその監査報告をどういうふうに受け止めて、今後どう議会として対応するかというのは協議されるんだろうと思います。

でありますから、まだ監査報告が出ておりません中で、市としても、そのことを市民の皆さんにどう伝えるか、また、伝えるか伝えないかというところも一つあるんですが、議会とされますと、それは報告が出れば、議会としてどのように、逆に市民の方に報告していくのかというのは、また残る話かなと思いますが、市としては、まだ今、申し上げた状況の中では、市民の方へは報告もしておりませんし、報告は監査委員から何も出てないので、していないというのが現状です。

○児玉委員長

金行委員。

○金行委員

議会の今言う、副市長が言われたのは理解しているんですが、市民には全然何もこの件について、昨年11月からの件については何も市民の出された方には何も報告してないということで理解していいんですかね。

○児玉委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

そのとおりです。

○児玉委員長

以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

支援員以外のことでもいいですか。

○児玉委員長

今、ここは地域おこし協力隊の件で議題にしています。

○山本委員

地域おこし協力隊の支援業務以外のことで聞きたいんですけどね。

○児玉委員長

最後に全般のところがありますんで、ここは地域おこし協力隊の、先ほど申しましたけども、業務委託料の件を議題としますんで、その件だけでお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって地域おこし協力隊の件を終了します。

続いて、予算書の65ページ、地域情報化推進事業費の通信費の件の審議を進めます。

資料の説明を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

それでは、お太助フォンの更新に係る経費に関する資料について説明をします。

市の費用負担につきましては、防災情報など緊急情報を含め、行政情報を市民に確実に伝えるためには、現在のお太助フォン加入率75%以上を維持すること。また、市公式LINEのターゲットリーチ数は約6,000人ですが、この中には市外の人も含んでおり、市公式LINEに

行政情報を一本化するのは不適切、不相当であるというふうに考えております。そうした中、今回のお太助フォンの更新においては災害時の情報伝達手段を確保する観点から、お太助フォンの後継方式とLINE等を併用する方針としております。

今回の通信費の負担はそのために必要な経費であり、その主な内容は、新たな配信方式のライセンス料及び配信等に関する問合せ等へ対応する費用となります。

次に、情報配信の流れについてです。

現行の流れといたしましては、情報を受け取ることができる端末は専用端末のみで、緊急時の情報発信は、市役所内の専用端末からのみの配信により緊急情報の発信が可能となっております。

更新後の流れといたしましては情報を受け取ることができる端末は利用者が選択可能で、個人端末の場合は屋外でも情報を得ることができるというメリットがございます。また、緊急時の情報発信は、市役所内の端末だけでなく、市職員の個人端末からの配信も可能となります。

以上でございます。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

○熊高(昌)委員 先ほど説明がありました更新後の緊急時は、市役所端末だけではなく、職員の個人端末からも配信可能という御説明をいただきましたけども、この個人端末というのは、市が保有している個人の方に貸与したスマホなのか、本当に個人の契約の個人のスマホなのか、そちらをお伺いいたします。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 個人の端末からの配信ということになります。

市が保有ではなく、個人の端末からの配信で緊急情報を配信できるという手法になります。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 今に関連してなんですが、完全個人の端末で情報発信、入力までできるようになるというところで、そのすみ分けというんでしょうか、セキュリティーの部分だったり、そういった対策などが、もう明確に決まっているのかお伺いしたいんですが。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 現時点では、そういったセキュリティー関係の対応については、まだ協議ができていない状況ですけれども、個人端末を使用ということになりますと、そういったセキュリティー関係をしっかりと対応していきたい

いというふうに考えます。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 関連して緊急時はっていうところになっっているので、平常時だと個人端末で発信・入力っていうのができない状態なのか、やろうと思えば四六時中できるような状況なのか、もし定まっていればいいのでお伺いします。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 緊急時のみ個人の端末での配信ということ想定しておりまして、平常時はこの資料で言いますと、右側の上の図ということになりますので、通常放送事業者に放送依頼をして端末のほうに情報を配信していくという形になります。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 この緊急時の定義で、平常時と緊急時のスイッチングする場面だったりとか、そのすみ分けのところをちょっとお伺いできればと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 その辺もまだルール化できてないんで、庁舎内でルール化して運用のほうも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 すみません、上の部分に行くんですが、費用負担の目的のところのマルの4つ目、一番下の行のところ、今回の通信費の通信運搬費の負担です。内訳がライセンス料及び配信等に関する問合せ等の対応費用であるというふうに書いてあるんですが、ライセンス料とか問合せ等への対応費用の、ざっくりでいいんですが内訳等があればお伺いしたいです。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 現在は、現状のお太助フォンの利用料であります550円を基本に検討しておりますけれども、この中間であります情報配信クラウドにつきましては、今後事業者とどちらを採用するかというのも含めて検討してまいりますので、今回の予算につきましては、お太助フォンの550円を基に上限を定めたということになりまして、協議によって値段はできるだけ安価で負担ができるように、今後協議をしてまいります。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 確かに550円の基本料が前回の予算委員会で、今の例えば個人のスマホなんかで見れるようになると、必然的に次の端末更新のときに端末をなくされる御家庭もあるだろうと。そうすると、使用料とかの基本料、550円の分が頂けなくなるので、その補填も含めて2,250万円ほど、最大額で計上されているっていうふうに理解をしてたんですが、お太助フォンの現状の加入率75%で明記されているんですけど、何台ほどの設置台数になるのか、ちょっと台数をお伺いできますでしょうか。

○児玉委員長 すぐに出んようですので、ちょっと暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時24分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長 2024年の4月現在の数字になりますけれども、お太助フォンの利用者数の合計としては約8,800世帯となっております。

以上です。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 これ先に計算式というか、具体的なところがそもそも勘違いしていると申し訳ないんですが550円、ざっくり500円の基本料がお太助フォンの設置をしなくなる世帯からは徴収できなくなるので、そうすると仮に2,000万円とかで予算が上がってきていますよね、今回。なので、4,000台ぐらい、半分ぐらいの世帯がお太助フォンをもし使用されなくなったマックスが、この通信運搬費2,250万円というような認識でいいんでしょうか。間違っていれば、ちょっと訂正いただきたいと思うんですが。

○児玉委員長 答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長 まだ、今現在こちらの想定ということにはなるんですけども、インターネットに入られている方は、サービスとしてお太助フォンがついてくるというところの中で、それは一体で運用されているというところではあるんですけども、お太助フォンのみ加入されている方というのが4,000世帯ぐらいございます。ということは、それしか収入がない状態の中で、それは運用されていますので、その部分について費用を算出し、それを上限として交渉していきたいというふうに考えています。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 今度、市役所のほうの端末から緊急発信ができるということになるんだそうですけど、火災情報を、今、消防署のほうは、機器を替えて緊急情報を流せんということを言われとるんですけど、今度は、やろうと思えばできるようになるんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 この部分については、消防本部のほうで判断で、今のお太助フォンの中でどういうふうに取り扱うかというふうなことを決めたものでありますので、消防本部のほうで、やはり同じように判断をするということになります。機器が繋がらないからということであったんですね。であ

ったとしても、どのようにするかというところは、消防本部のほうが決めることとなります。

先ほどの消防情報が伝えられなくなる部分が解消されるかどうかについては、担当のほうで判断がもしできれば……

今、私のほうでは、ちょっとその情報は持っていません。

いずれにしても、どのような形になるかというところが、まだ情報配信クラウドというのは、どのような形になるかというのがまだはっきりしていないので、ちょっとお答えができないということだと思います。

○児玉委員長 続いて、答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 今の時点ではなかなかお答えできる状況になくて、今後の協議の流れによって、対応できるか否かについて判断していくこととなります。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 いわゆる火災情報を流すべきじゃということをお願いするんじゃないんですよ。この機器が入ることによって、いざ、火災情報は、今、消防本部のほうじゃその手続があって、今、やめとりますよね。じゃあ、やろうとすればできるかできんのかというのを聞きよるんであって、それは緊急情報を流せるようにするという今説明があったんで、やろうと思えば流せるようになるのかなと思ったんですけど、これは別な話でしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 これも協議をしてみないと、はっきりできますか、できませんかですが、答えができないので御容赦いただきたいと思います。

基本的には、お太助フォンを今回、更新せにゃいけんときに来てますんで、そのことを市民の皆さんにアンケートで三つの選択肢で問うたら、数が分かれたんで、その数が分かれた内容をこういう形で今、新しい年度においては措置をしていきたいという予算の話になっておりますので、よろしく願います。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 せっかく更新の機会なんでね、今、火災情報をしないということで課題になっとるんですけど、それらも含めてできる方向で、せっかく入れるんですから、やる、やらんは別にしても、やると決めたらできる体制を整えておいてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 予算委員会での質疑の中での御意見として受け止めて、検討はさせていただきます。けれども、できる、できない、の答弁は、今は御容赦いただきたいということです。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

- 南澤委員 総務文教常任委員会で示されたお太助フォンを更新するアンケートの  
ところと絡めてちょっと伺いたいんですけれども、先ほど答弁の中で、  
アンケートによって三つ、受話器付きの専用端末とタブレットとアプリ  
でというような三つの対応なのかなと思うんですけれども、この受話器  
付き専用端末が27%の方がそういう回答をされていて、この受話器付き  
端末を求めている方の年代とかっていうのはアンケートで分かっている  
んでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 アンケートでパーセントは出しておりますが、現時点では、ちょっと  
分からない状況で、今後、集計すれば分かってくるということでござい  
ます。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 これまで受話器付きの端末を使ってきているわけなんですけれども、  
これが老朽化してきて、もう10年以上過ぎているので、このたび更新し  
ようという話というふうに理解しています。  
とはいえ、まだ使えている状況もあって、だましまし今使っている  
状況は理解しているんですけれども、一方で市はこれまでスマホ教室な  
ど開催し、LINEによる発信ができないかということでLINEの登  
録者数を増やそうという試みをされてきたんだと思います。  
この資料では、現状6,000人ぐらいの登録で全体をカバーするには至  
らないので、折衷案として新たにアプリを投入したいというようなこと  
なんだろうと思うんですけれども、いずれはLINEに統一していくこ  
とを目指していて、過渡期としてこの予算を提出しているのかどうか、  
その点をお伺いしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 これは緊急時とか防災情報が住民の方に伝わるというのが大前提でござ  
いますので、LINEの場合で、お友だち登録とかブロックされた場  
合は情報が配信できない状況でございます。今回、アプリのほうを導入  
しますけれども、情報クラウドの発信は、強制的に加入者全てにそうい  
った防災情報が配信できるという形でございますので、当面は併用で運  
用していきたいというふうに考えております。アプリとLINEの併用  
で運用していきたいというふうに考えております。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 緊急時のことを理由に併用の説明をされましたけれども、緊急時とい  
うことであれば、今、Lアラートを政府のほうでそういうサービスを用  
意して推進しているかと思うんですけれども、そちらのほうで対応でき  
るのではないかなと思うんですが、Lアラートと比較して専用アプリにす  
る理由をお伺いしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 Lアラートであっても、やはり受信できるものというのが必要ということがあると思います。携帯電話であったり、携帯端末、個人の方というふうなところが基本になってくるんだと思うんですが、それがやはり個人任せの形になります。今は、お太助フォンを市の施策として当初設置するときには配布という形で、各家に、75%という形ではありますが、もう既に入っているというのがあります。これをベースにして、一定、それを基本的には情報が伝わる形というのを確保したいというふうな思いであります。

併せて、もうお太助フォンのあの後継の形であっても要らないよという方については、恐らくスマホを持っておられる。その方は、Lアラートでも受けられるでしょうし、LINEでも受けられる。また、仮にもう加入しないというふうな方がおられても、その方にはきちんと情報が伝わるのであれば、今、個人用の端末を持っておられない、今後も持つ予定がないという方のところも担保する必要が市としてはあると思いますので、今の段階にあっては、きちんと今、お太助フォンを使っておられる方が後継の形でも、アプリの形であれ専用端末の形であれ、きちんと移行して、さらに増やす形に持っていきたいというところで今のような形を検討しているところです。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 Lアラートであれば、テレビだったり、ラジオだったり、もちろん携帯端末にも届くし、インターネット上にも情報が上がるというものだというふうに理解しています。

今のお話だと、専用端末しかない方のところに情報が届かないから、このアプリを利用するんだというふうに理解をしたんですけども、まず、そこが理解が合っているかどうかを確認したいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 そこは理解は合っていると思います。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 であるとしたら、専用端末しかない、ほかの通信手段というか、情報を得る手段がないという方は、どれくらいだというふうに見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 テレビを保有していない方がどれくらいいるかっていうのは、ちょっと把握できていない状況です。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 ということになると、専用端末しかない人がどれくらいいて、そこに情報を届けるために、今回新たに端末の補助を出したり、通信運搬費の予算を確保するわけなんですけども、これをどれくらいカバーしなきゃ

いけないのかっていうのが分からない段階で、ちょっと語弊があるかもしれないんですけど、無駄な予算になってしまうんじゃないかという懸念があります。そこは、果たして専用端末しか届かない家庭が何世帯あるのか。数世帯かもしれんし、数百世帯かもしれませんが、その世帯のためにこれだけの予算を投じていくのが、果たして適当かどうかというところがちょっと迷うというか、これどうぞやってくださいと言いくいところなんですけども、この辺りについてちょっとお考えがあれば御説明いただければと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 予算要求につきましては、やっぱりアンケート調査を基に12月以降に専用端末あるいは通信の申込みがあるであろう世帯数を試算いたしまして、その上限額を計上させていただいている段階という判断をしていたきたいと思いますので、今後、事業者と協議する中で、台数が減ったり通信費が不要になった場合は、再度、御相談させていただくという形になります。現状では、整備を進めていく上での上限額を計上させていただいているということでございます。

○児玉委員長 続いて、答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 基本的には、今課長が申し上げたように、まだ、どのような形にしていくかというところが決まっていない段階であります。ですが、お太助フォンを次の形に更新していかないと、もう非常に古い機械になっていて、今年度中には何とか仕様も決めて、方針を決めて、移行していくというふうな形をつくっていきたいと思っています。その場合にあっては、今はすごく簡単なアンケートでしか採ることができていない状態なんですけど、次、実際に更新をするときには、こういう形に移行していきますよ、どれを選択しますかっていうふうなことが、かなり細かく見せた上でアンケートを採る必要がいずれにしてもあると思っていますので、それをやっていくに当たって、やはり予算の枠が、こういうことを進めていくという前提で、一応、確保させていただいて、実際の運用状況を明確にしたときに、補正予算などで落とすなり、付加するなり、少しそういったこともさせていただきながら執行のほうへは向けていきたいなと思っていますので、その状況がどういう形でということが明確になった時点で、また御説明させていただく必要があると思っています。

下期のところでは、そういったことに着手できるようにと思っていますので、年度の前半ではどのような形というのが、またお話ができるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

これから精度を高めていくというお話で、逐一また報告をしてくださるというふうに受け止めました。

同じ総務文教で出てきたアンケートの結果についてなんですけれども、端末のレンタル料だったり、月々の基本料金というところが、更新時に気になることとして挙げられていますけれども、この辺りの数字というのは、具体的にこれぐらいかかるのではないかというものは、現段階ではまだ見えていないというふうな理解でよろしいのでしょうか。それとも、ある程度見えていて、それを提示した上でアンケートを採ったのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

現段階では見えていない状況でのアンケートとなっております。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

であるとするならば、これから精緻に利用者に対しても、またアンケートを採られるというか、お話を聞かれるということだったので、しっかりとこの数字を提示した上で、どれくらいの方が専用端末を手に入れたと考えているのか。また、アプリを利用とするなら、幾らの通信費が関わってくるのかとか、そういったことも併せて今後報告いただいた上で、あるいは議案として出てくるというようなことが分かれば、今回は調査してみてくださいということになるのかなと思うんですけれども、その辺りをちょっと御意向を伺えればと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

こういった精緻な数字をもって、再度アンケートを実施して、機器の更新をしていきたいというふうに考えております。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

ちょっと機器のことで伺いたいんですが、スマートフォンにお太助アプリを入れた段階で、今、お太助フォンに発信ができるかどうか、まず、そこを伺います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長

現時点では、今ある無料通話に代わるような機能として、アプリ同士、その専用端末も含めて通話ができるような方向で調整を進めています。

○児玉委員長

新田委員。

○新田委員

安心しました。というのは、30年災害があったときに、かなり多くの方から御連絡いただいて「安芸高田市、全く連絡つかない。お太助フォンだけ連絡がついたと。じゃあ、そのときに電話ができたらいいんですけどね。」というのはよくよく聞いたんで、そこらも含めて今質問させていただきました。ということは、お太助フォンを自宅で1台加入しました。で、家族が4人いました。残り、例えば、3台は無償でアプリをダウンロードできますということの理解でよろしかったですかね。

○児玉委員長

答弁を求めます。

- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 その件につきましても、ちょっと今後の検討になります。よろしくお願ひします。
- 児玉委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。
- 益田委員。
- 益田委員 関連の質問のところなんですけど、さっきアンケートで三つ、個人端末なのか、タブレット型なのか、受話器付きの形なのか、というところでアンケートを採られたと。年代別で希望されているものも集計すれば分かるかもってところで御答弁いただいたと思うんですが、先ほど来あったお太助フォンのみの御利用の世帯の方が、おおむね4,000世帯ほどいらっしゃると。ここの電話機能のみを今御利用されている方が、専用端末はどのタイプがいいのかっていうのを、集計さえ取れば出せまうでしょうか、お伺ひします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 集計をすれば、出せる数字となっております。
- 児玉委員長 益田委員。
- 益田委員 もう一点で、現時点でどのくらいの人数がいらっしゃるかというところ、要はお太助フォンの端末があって、テレビなどが現状ないような世帯の方です。統計を取るのは確かに難しいところだとは思いますが、一般論として考えたときに、この予算の上がってきたのが、当初、安芸高田市のお太助フォン端末の購入補助金の1,650万円と併せて考えたときに、たしか住民税非課税世帯の見積りが1,000件ほどだったと思うんですね。で、1万6,500円ほど、お太助フォンの端末機購入補助金として出されると。出し方については、また業者さんに出されるのかはあるかと思うんですけど、そもそも半分の500世帯とか、さらに300世帯ほどもしかすると、お太助フォンがあってテレビはない、住民税非課税世帯であるっていうこの三つの条件をクリアする世帯って、300もないんじゃないのかなと見積もってしまうんですけど、その辺り根拠がないので何とも言い難いと思うんですが、それより多いと見積もられていますでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 ちょっとその辺が分からない状況で申し訳ございません。よろしくお願ひします。
- 児玉委員長 益田委員。
- 益田委員 あくまで統計などを今後取っていただく上で併せて出していただければ、数というか集計を取りやすいのかなとも思うんですが、例えば、極端な話ですけど、300世帯ほどしか例えはないと仮定したら、1,000世帯に1万6,500円、端末の更新費用として住民税非課税世帯に出すよりかは、

極論3万円ほどか4万円ほどでテレビ1台置いてしまったほうが予算的にも軽くなるのかな、とちょっと考えてしまうんですね。なので、お太助フォンの、今の段階だと端末購入補助金として出されているので、転用は難しいのは重々承知なんですけど、もっとさっき出したLアラートとかを駆使するんであれば、違った予算のつけ方もあるのかなと思いついて、その辺りをちょっと全体的にお伺いしてよろしいでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 こちらが答えるたびに、聞いておる人がちょっと分かりづらくなりそうで、こちらの答えも十分でないところがあって大変申し訳なく思うんですけれども、もう一度、最初に戻って少し説明をさせていただくと、6町が合併したときに、八千代町と向原町が防災行政無線がありました。あとは農協のJAの放送がありました。これらもそれぞれ古くなっているんで、何か別の方法、そのときに光回線が、もうそのときは他町、他市にはできていましたので本市も考えました。しかし、それはもう自分でやるしかないというところまで議論の中でしました。当時、40億円かかりました。光の回線と、あとこの端末を全部です。今は受話器付きの端末しかない1個なんですけど、その一通りでそろえたら、全部合わせて40億円でした。

この更新が来ているので、何を守るかという、やっぱり当時整備したインフラをまず守るための維持費用が全体として要りますよと。そして、もう一つ守らなければいけないのは、行政情報、とりわけ福祉とか災害の情報を必ず受益者の方々には伝わるような仕組みを確保しながら更新をせにゃならんというのが、今回の取組の原点であります。

そのときに、時代が変わっていますので、アプリでよかったりとか、タブレット型でいいとか、非常に使われる側には便利のいい形がもう何十年後かには出来上がっているんで、それを今、検討したところ、三つになりましたけれども、今回、補助を出すとか、そして今のアプリの維持に関わるライセンス料とかを考えるに至った背景には、今、申し上げたインフラを維持する、行政情報も届けるためのシステムを維持する、そのために総合的に必要な経費を補助とか、今の2,200万円の件にしてもそうですけれども、総合的に考えるときに必要なですよということを今、提案しております、予算としてはです。ですけれども、中身をさらに詰めていくには益田委員のおっしゃられるような部分、南澤委員がおっしゃられた部分も含めて、今後、大きく多種多様に検討して、安価で、しかも皆さんに先ほどの情報を伝えることが担保できて、インフラとして整備したものの維持もできて、今、放送事業者であるCBBSがIRU契約を結んでおりますけれども、そういったところをきちんと履行されてということを、全てを保持していくというのが市の大きな目的として今回の予算となっているということを御理解いただきたいと思います。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 南澤委員。
- 南澤委員　今回はアプリの予算なんですけれども、この専用端末も併せてシステムを変えていくということなんだと思うんですが、この専用端末を含めて、耐用年数というか、向こうどれくらいを考えて今回の提案をされていますでしょうか。
- 児玉委員長　答弁を求めます。  
下瀬係長。
- 下瀬政策企画課企画調整係長　専用端末は、基本的にはタブレットになりますので、おおむね大体6年程度というのが普通の償却期限となっております。
- 児玉委員長　以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認め、これをもって政策企画課に係る質疑を終了します。  
これより、企画部全体に係る質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員　59ページの定住促進事業費、12節の委託料の中の地域おこし協力隊募集支援業務委託料なんですけど、総務省の交付要綱を見ましたら、必要経費の例の中に書いてあるんですけど、地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費というのが対象になるというて書いてあるんです。それ以外に、民間求人サイトを活用したPRに要する経費、都市部における募集PR費等々書いてあるんですけど、ここの募集支援業務はこれのどれに当たるんでしょうか。
- 児玉委員長　答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長　募集支援業務につきましては、基本的には着任後の活動イメージを具体的にするような相談でありますとか、この要綱の中にもありますように、おためし協力隊ツアーというのを安芸高田市内で実施することができるということで、その2泊3日のお試し協力隊ツアーに係る費用が業務委託に含まれております。
- 児玉委員長　山本委員。
- 山本委員　この134万4,000円というのは、おためし地域おこし協力隊の実施に要する費用ですか。
- 児玉委員長　答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長　おためし協力隊ツアーに要する費用と、いわゆる募集要項を作成する業務に係る費用が計上されております。
- 児玉委員長　山本委員。
- 山本委員　募集要項を作る費用を民間委託するんでしょうか。
- 児玉委員長　答弁を求めます。

- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 すみません、失礼いたしました。募集要項ではなくて、地元の、募集ができるような業務を地域の方へ出て探したり、そういった活動に対する費用が業務内容となっております。ですから、募集要項は市の方で作成するというごさいます。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 以前のこの募集業務は、民間事業者の方に募集までを委託されとったんですね。今話を聞いたら、協力隊経験者の方にアドバイスをしてもらいながらその企画をやるんと、もう一つは、おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費だと、こういうふうに説明をされたように受け止めたんですが、それでよろしいです。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 そのとおりでございます。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 以前の募集ですよ、協力隊の募集というのは、もう委託されないと、こういうこといいんですね。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 募集につきましては、行政のほうでいろんなサイトを使って募集をかけておりますので、そういったことはございません。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本委員 もう一点。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 安芸高田市のホームページに、安芸高田市地域おこし協力隊員募集要項というのが載せられておりますよね。募集ミッションが三つほど挙げられているんですけど、一応、総務省の要綱によりますと、これに携わった協力隊員は定住・定着できるように、自治体は生活支援、就職支援等を同時に進めると書いてあるんですよ。このミッションそのものを企画するときに、そういう方向でいける内容として、この三つを決められたんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 そういう定住につながるミッションとして採用しております。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 59ページ、その上の支援業務なんですけど、199ページの真ん中辺りに債務負担行為で200万円上がるとるんですね。下から数えたら8行目に支援業務の債務負担行為が令和7年度に200万円載るとるんです。ということは、令和6年度にこの200万円はもう契約されて、令和7年度の実施の保証をされとるということで理解してもええですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 今、現在が広告中ということでございます。令和7年の4月1日からの契約に向けて準備を進めているというところです。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 企画部の政策企画課という審査をしてきたんですけども、全体に生煮えのような感じの報告というか、予算の提案が多いと私は感じたんですけども、これは長期的な視野に立った取組も多いということもありまして、1年間の施策を予算として提案するという事なんで、かなり説明には難しいところもあるんだとは思いますが、まだ詰めが甘いなという感じがするんですね。特に、説明の中で、上期・下期、1年間の予算ですから、これから準備をして後半期でやるんだというようなことも含めてあるんだと思います。そこらをもう少し丁寧に説明なりができないのかなという気がするんですが、副市長、いかがでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安福市長。

○杉安副市長 今、熊高委員、御指摘のとおりの部分があったと反省しておりますがこれは私を含めて少し想定が足りなかった、甘かった、説明力が足りない部分が見えたというふうに今、思っております。

これは、政策企画課に限らず職員全体を通して、今後こういう1年間を通しての予算で、特に市民の方には大きな影響のあることですから、きちんとデータも取り、それが説明でき、そして理解をしていただけるというような内容でないと、これは職員としても、私自身、皆そうでありますけれども、今後、指摘の部分は真摯に受け止めて、しっかりと対応できるようなスキルとか、いろんなものを鍛えていかななくてはならない、研さんしていかななくてはならない、というふうに感じました。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、企画部の審査を終了します。

ここで説明員交代のため、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。

これより、産業部、農業委員会事務局の審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 それでは、産業部の主要事業を行います。

当初予算資料5ページ中段を御覧ください。

産業部においては、18の主要事業を進めます。その中で、2、鳥獣被害対策の推進は、鳥獣捕獲班活動の実施や対策補助金の交付により個体数の適正管理等を図ります。また、引き続き、ペットフード食肉加工処理施設整備に取り組みます。

3、農地管理の支援は、新年度より始まる第6期中山間地域等直接支払交付金に取り組みます。

6、未利用ため池の廃止及び7、ため池の改修は、防災上の危険を排除するため、未利用ため池の廃止を促進するとともに県が行う老朽ため池の改修を進めます。

8、森林管理の適正化は、市が経営管理を行うべきと判断した森林について、所有者探索と意向調査を行います。

6ページ上段を御覧ください。

12、E X P O 2025大阪・関西万博の神楽公演は、本年、開かれる大阪・関西万博で神楽公演を実施し、神楽の認知度向上と市の魅力発信を行います。

14、企業誘致・立地の推進は、地域課題解消に取り組む企業のオフィス誘致を促進するとともに市内への宿泊施設誘致に取り組みます。

その他の事業の詳細は、それぞれ担当課長が説明いたします。

以上で終わります。

○児玉委員長

続いて、地域営農課の予算について説明を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

地域営農課の予算を説明します。

歳入です。

予算書25ページをお開きください。

下段、県からの農業費補助金の説明欄、金額については記載のとおりです。

中山間地域直接支払事業費補助金及び3段下、農地・水保全管理支払交付金事業補助金は、ともに農地保全に取り組む団体に対する交付金と事業推進に係る補助金です。

数量調整円滑化推進事業費補助金と下から2行目の経営所得安定対策等推進事業補助金は、ともに米の需給調整事務に係る補助金です。

新規就農総合支援事業補助金は、新規就農者の経営開始に係る補助金です。

農地集積事業補助金は、地域計画策定により4月以降の農地の利用権設定が農地中間管理機構を通したものととなり、これに伴う農地集積協力金の対象農地が増えることを見越したものととなります。

その下、園芸作物条件整備事業補助金は、県営ほ場整備事業の鍋石地区の耕作条件整備の補助金となります。

その下、有害被害防止総合対策交付金は、有害鳥獣対策に係る交付金です。

次ページの、生活環境被害防止対策事業補助金は、熊対策に係る不要果樹の伐採に係る補助金です。

次に、35ページをお開きください。

中段、地域営農関係雑入のうち、地域農業再生協議会受託金は、安芸高田市農業再生協議会からの事務委託金です。

農地中間管理事業受託料は、農地中間管理機構の事務受託に係る事務委託金です。

続いて、歳出です。

115ページをお開きください。

下段になります。

農業総務管理費は、課の総務的管理経費となります。減の主な要因は、農業振興地域整備計画の変更業務が本年度で終了したためです。

農地保全対策事業費は、農地中間管理事業を推進していくための会計年度職員人件費です。

次ページをお開きください。

説明欄、負担金補助及び交付金は、歳入でも説明した農地集積協力金の対象となる農地が多く発生することを見越したものとなります。

有害鳥獣対策事業費は、有害鳥獣対策に関わる費用です。

主なものとして、委託料、有害鳥獣死骸処理業務は、愛玩動物以外で、道路、河川以外の野生動物の死骸処理を業者に委託する費用、また、有害鳥獣捕獲委託料は、市が委託している捕獲班への捕獲委託料です。

負担金補助及び交付金のうち、補助費（負担金）広島県鳥獣対策等地域支援機構負担金は、県が昨年度設立した通称「T e g o s」の負担金です。

補助費（国県補助）有害鳥獣捕獲対策協議会補助金は、国県補助金を活用した侵入防止柵、捕獲用わな購入、食肉加工施設に持ち込まれた個体の捕獲量や、鳥獣被害対策実施隊への侵入防止対策講習会等を計画しております。

補助費（単独補助）有害鳥獣対策補助金は、被害農家への侵入防止柵や捕獲おり等の補助金となります。

食肉処理施設運営補助金は、ジビエ等の食肉加工場の運営助成金となります。

増の主な要因は、国庫補助金事業の侵入防止柵の実施地区が昨年度と比べ、3地区から5地区となり、延長も4,600メートルが1万1,650メートルとなったことが主な要因です。

減の主な要因は、死骸処理や捕獲委託料、防護柵等の予算減によります。

今後、死骸処理数や捕獲数により対応してまいりたいと思います。

中山間地域等直接支払事業費は、平坦地と中山間地域での生産コストの差に対して交付金を支払うものとなります。

新たな6期対策の初年度となり、本年度と同様、集落協定152件、個別

協定10件を予算化しております。

増額に係る主な理由は、新たに始まる6期対策に対応するため、システム改修費用を盛り込んだためです。

119ページをお開きください。

多面的機能支払交付金は、集落間で農地や水路の維持活動を行う組織に対する交付金が主なものです。農地維持活動49組織、資源向上活動24組織、長寿命化活動3組織となります。

米の需給調整事業費は、経営所得安定対策の事務について、安芸高田市農業再生協議会において実施するものです。ただし、実際には、農業推進班長の報酬支払い等は、協議会から市が業務を受託し実施する形となっているため、歳入において受託料を計上しております。

担い手育成事業費は、担い手や新規就農者の育成や支援の費用です。主なものは、園芸作物条件整備事業委託料は、県営ほ場整備事業の鍋石地区における堆肥の散布による3.4ヘクタールの耕作条件整備です。

負担金補助及び交付金のうち、補助費（国県補助）2行目、新規就農総合支援事業補助金は、継続2名と新規3名の新規就農者の就農支援及び1名の就農に係る機械導入支援となります。

補助費（単独補助）、下から3行目の担い手機械等整備支援事業補助金は、認定農業者等の担い手に対する機械等導入助成です。

減額の主なものは、園芸作物条件整備事業の委託料と新規就農総合支援事業の対象者の減と、JAと行っていたスマート農業技術実証調査の取りやめによるものです。

121ページを御覧ください。

農業振興施設管理運営費は、農業関係施設に係る管理運営費です。

主なものは、向原農村交流館やすらぎの指定管理料です。

減の主な要因は、工事請負費の減によるものです。

畜産振興事業費は、家畜診療所の運営負担金、和牛改良及び酪農振興に係る補助金です。

畜産振興施設管理運営費は、堆肥センター等の市が所有している畜産関係施設の管理運営を行うものです。

123ページをお開きください。

主なものは、需用費、修繕料の各堆肥センターの市所有のトラック、ホイールローダ、フォークリフトの修繕費見込額です。また、委託料の美土里・甲田の堆肥センターの指定管理料です。

減の主な要因は、需用費、修繕料の減によるものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

117ページの、有害鳥獣の対策事業費なんですが、猿に対する対策の

費用は、この中に見込んであるのでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

この予算の中には計上していません。本年度、国の予算をもらって猿を捕獲して、猿の生態調査をする予定でおります。それを今年度、猿の首輪をつけて、その生態調査をするんですが、やっとこの間、猿が捕まらまして、今、放獣している状況で、今からそれを成果を上げていこうと思っています。この予算の中には計上していません。

以上です。

○児玉委員長

山本委員。

○山本委員

今の答弁では、令和6年度で取り組んだんで、令和7年度はその様子見じゃということですか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

この生息調査については、これからもずっとやっていく予定なんですが、現時点の予算のときには計上していません。どこかでまた考えていきたいと思います。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

117ページの有害鳥獣捕獲委託料のところに含まれるかどうかちょっと未定なんですけども、目標の中で、鹿4,000頭、今年度、捕獲するというで聞いていたんですけど、その状況が分かれば答弁をお願いします。

○児玉委員長

答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

現段階で言えば、3,800頭を捕獲している状況です。

以上です。

○児玉委員長

新田委員。

○新田委員

今年度は、今のところ3,800頭ということで、来年度に向けて恐らくまた同じような目標かなと思われるんですけども、今後、猟師さんが捕らえたとき、捕獲されたときにどのような形で、処分も含めて、もし、新しい考えがあればお聞かせください。

○児玉委員長

答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

この捕獲した個体の処理については、現時点で言えば、猟師の方をお願いしているという状況です。ただ、これが猟師の方も高齢になっておりまして、それが負担になっているという要望をしっかりと聞いています。これをできるだけ市のほうで処分まで持っていけるように考えていくのが、一つがジビエ、ペットフード、あと焼却処分を広域的に考えていけるように、広島市とも協議を重ねている状況です。

- 以上です。
- 児玉委員長 新田委員。
- 新田委員 最後に食肉施設ということで、実際2026年に向けて、恐らく新しい施設を今、当たっていらっしゃると思うんですが、その辺もし見込み等々で遅れることがあるとかないか、その辺がもしこの時点で分かれば、御答弁をお願いします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 これにつきましては、令和6年度に予算化して設計費を盛り込んでおりました。ただ今現時点で、この場所がオーケーをいただいて進めていける状況になっていません。また場所の選定等を含めて設計を考えていきたいと思えます。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 115ページの農業委員会運営費の18節農業委員会ウーマンネット広島会費、内容を詳しく教えて頂きたい。
- 児玉委員長 違いますね。
- 浅枝委員 違いますか。ごめんなさい。失礼しました。
- 児玉委員長 農業委員会のところ。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高慎二委員。
- 熊高(昌)委員 119ページ、担い手育成事業の18節補助費（国県補助）の新規就農総合支援事業補助金について御説明いただきましたけども、その人数をもう一度お願いいたします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 継続2名、新規3名を見込んでおります。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
小松委員。
- 小松委員 121ページの農業振興施設管理運営費の12節委託料の四季の里の整備業務委託料があるんですが、具体的に教えていただいているんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 ここは四季の里、ブドウ園が昔ありました。そのブドウ園、今現時点では、ブドウ棚を全部撤去したんですが、この草刈り管理がどうしてもついて回りますので、そこを予算化しているものです。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 ブドウ園の草刈りを年に何回されるんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。

- 稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 1回です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 ブドウ園の整備ということだったんですが、関連として、建物に風を通してやるとか、そういった美術館のほうの管理というのは、こちらでは全く関係ないことになるんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 地域営農課で所掌している部分につきましては、その隣にガラスの温室施設があります。それと、出荷用の出荷場があります。そこがうちの管理という形になっておりまして、美術館のほうは教育委員会が所掌しておりますので、そちらのほうになります。
- 以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 117ページの営農体制整備に要する経費の中の中山間地域等直接支払事業費なんですが、これは、先ほど集落協定が152で個別が10というふうに御説明を伺いましたが、第6期に向けて、やめられるところとか、これを継続できないというようなところは、報告は今のところないんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 これについては、実際のところ、減る方向にあるかなというふうに雰囲気では思っています。
- 以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 事務の作業が、なかなか世話をする方がいらっしゃらないとか、そういうことが原因で数が減っているのかなというふうに推察するんですけども、広域化、ネットワーク化をしていくことで体制整備ができると思います。そういったことに関して行政のほうでサポートするとか、つないでいくとか、そういうことは考えておりませんか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 今回、6期対策では、今の協定同士を一緒になって統合とか、あと、事務委託を一緒にするとか、ネットワーク化を図ることが位置付けられています。そういった部分については、市のほうでも助言なりしていこうというふうに思っています。
- 以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 浅枝委員。
- 浅枝委員 119ページの18節、多面的機能支払交付金なんですけど、先ほど南澤

委員のほうから言われましたように、中山間と同じような取組で今後範囲を広げていかれるということはお考えでしょうか。

- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 この多面的機能の部分につきましては、通常の草刈り等、地域で通常行われる部分について補助金が出るという形になっていますので、市としてもこれを推進していく思いは持っております。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 123ページ上段の委託料、指定管理料の美土里堆肥センター、そして、甲田堆肥センター、この運営状況について、もう少し詳しくお知らせください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 美土里堆肥センターにつきましては、今、酪農家が2人で、実際に堆肥を作る業者さんは別な業者さんという形になっていて、甲田堆肥センターにつきましては、そこで関係している農家さんが実際に運営をして、堆肥を作成しているという形になります。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 堆肥の製造状況、今の高宮は酪農家も減ってきているということも含めてですが、今後の見通しも含めて、堆肥の製造状況、そして散布状況、そういったものは、うまく運んでいるのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 堆肥につきましては、美土里については、なかなか販売のほうを苦慮されているようです。甲田につきましては、WCSとか、そういう形で堆肥の散布については、順当にいつているというふうに聞いております。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 美土里堆肥センター、散布の状況があんまり進んでないということですが、この辺は今後、原因等を究明して、うまく運んでいける方針というのは見えているのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 先週もちょっとそこの運営をされている方とも話しましたが、今、一応いろいろあちこちで営業をかけることによって、堆肥の散布を進めるように計画しているというふうに話をしております。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。

- 熊高(昌)委員 堆肥の販売先が進んでいないというのは、何か原因があって、そこを解決するような方針というのは見えてきているのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 堆肥につきましては、どうしても資材費が高騰している中で、美土里の堆肥はちょっと若干高めになっております。それがなかなかよさを理解してもらえないという形でその製造者の方はおっしゃっていますが、資材費も高騰されているままなので、今の化学肥料等の代わりに、こういう堆肥を使うことによって資源循環ができるような形を進めていくように、市としても協力をしていこうというふうに思っています。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 おっしゃるように、そこは竹チップを入れながら新しい取組として進んできたんですけども、その辺が売りでもあったんですが、そこがうまく運んでないという、そういったふうに私も聞いているんですが、その辺りは解決策というのは新しく見出していく方針が出ているのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 これというものは、今のところはございません。ただ、そこは製造者の方と協議を進めながら、できるだけ販売先が確保できるように一緒に協議していこうと思います。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 指定管理は酪農家のほうに受けてもらって、それから事業者のほうで運営を受けているという形になっておりますが、そこらの流れを指定管理を出している市としても、もうあそこがその方が受けて3年目かな、そういった状況も踏まえて、ある程度、方向性というのを指定管理者に指導しながら、運営状況というのを改善する必要があるのかなという気がしますので、その辺の考えがあればお伺いしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 特殊な堆肥ということで、金額的にもちょっと高めになっています。そのよさをどうやってアピールできるか、PRできるかが今からの先かなというふうに思っています。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 同じ123ページの、今、熊高委員が言われました堆肥センターのことなんですけど、指導という言葉が出たんですけど、竹を粉碎する機械をお持ちだと思うんですけど、そういうものを何か活用しての指導とかって

いうのはお考えでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 今回の竹チップを製造する大きな機械なのですが、これについては、もう既に譲渡した状態で、そこの管理者の方が貸出しを含めて製造に使われています。ここを運用するのが、なかなか、竹の被害っていうか、繁茂がかなり多いところもありますので、こちらを重点的にやっていただくことによって竹が手に入るという形で、そこらを指導というよりはPRをして、そういう機械があるというのをPRしていきたいと思います。以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 119ページの担い手育成事業です。その中の園芸作物条件整備事業委託料ということで、御説明をいただいたのは、鍋石地区の3.4ヘクタールの堆肥散布ということでございまして、恐らくこれは堆肥は委託先に調達されて散布されるんだろうと思うんですが、課長はもうこの件で、過去において住民の方から臭いについて、いろいろ苦情をいただいた経過がございます。令和7年度の堆肥については、また同じような堆肥を使われるんですか。それとも、何か変えることを提案されるんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 ここに散布する予定の堆肥は、バーク堆肥という形になっています。以前、地域の方に迷惑をかけた堆肥につきましては、これは汚泥堆肥が入っておりまして、これによって臭いと。あと、水質汚濁もちよっと出したような状況になってはいますが、このバーク堆肥につきましては、そういったことは、臭いも出ません。ただ色素が出るのは、これはもうしようながないという部分があるんですが、ただ、これも、できるだけ自然環境に負荷がかからないような形で分けてやるとかいう形で配慮して行いたいと思います。

以上です。

○児玉委員長 秋田委員。

○秋田委員 ぜひとも、よろしく願いいたします。

あと、もう一点は、前にもお伺いしたんですが、117ページの有害鳥獣対策事業費の中の食肉処理施設運営補助金で573万円、前年度と同額の前算計上でございますが、補正予算第10号か何かのときに、処理施設をまた移転をする可能性があるという話をされたような記憶が残っているんですが、それはまだ決まっても、どうしてもなっていないんでしょうけども、この施設運営補助金というのは、今のニュージーランド村にあるジビエ処理施設を1年間という計画で、この運営補助金を前算計上されとるんでしょうか。

- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 新しくジビエの施設を造りたいというふうに思っている中で、令和6年度に設計費を組ませてもらって、ちょっと不足したので補正で設計費を上乗せさせていただいております。  
今、現時点では、今のニュージーランド村にある加工施設しかありませんので、これを次に新しくできるところまでが、供用開始になるまでは、そこを使いながら、できるだけ取った個体を有効利用することを考えたものになりますので、それができるまでは、その補助金が必要になってきます。  
以上です。
- 児玉委員長 以上で答弁を終わります。  
秋田委員。
- 秋田委員 今、先の話をしてもしようがないと言われればそうですが、新しくできた段階では、また運営補助金ですか、そこら辺りは補正とか何とかで対応されるようになるんでしょうか。それすら未定でしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 運営自体については、今のところ未定であります。ただ、できるだけ民間の力を入れてもらって、そういう運営補助金ができるだけ少なくなるような形での運営を模索している状況ではあります。  
以上です。
- 児玉委員長 以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 今、秋田委員がおっしゃった質問の中で、バーク堆肥ということが出たんですが、先ほどの私が申し上げた美土里の堆肥センターの堆肥、バーク堆肥とここの堆肥の単価の差っていうのは、どのくらいあるんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午後 1時35分 休憩  
午後 1時39分 再開  
~~~~~○~~~~~
- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。  
資料の準備のほうがちょっと時間がかかりそうなので、13時50分まで休憩とします。  
~~~~~○~~~~~  
午後 1時39分 休憩  
午後 1時50分 再開

~~~~~○~~~~~

- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。  
先ほどの質疑に対し引き続き答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 大変申し訳ございませんでした。  
バーク堆肥の方は、工場渡しとなりますが、トン当たり4,000円、竹チップのほうが工場渡しで6,600円という形になっております。  
バーク堆肥を使う主な市の考えとしては、この県営ほ場整備している鍋石地区につきましては、作土がほとんどないという状況でやっております。ここで作土を増やすためにバーク堆肥を施用しているという形になります。あくまで有機質よりも作土を増やすという形でバーク堆肥を選んでいくというふうに御理解いただければと思います。  
以上です。
- 児玉委員長 よろしいですか。  
熊高昌三委員。
- 熊高(昌)委員 お手間をかけました。竹チップ堆肥6,600円、何種類かあるように聞いているんですが、竹チップの含有量によって違うというふうに聞いているんですが、6,600円というのはどの分なののでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 約1,500トンぐらいつくる中、1,300トンが3%の含有率の堆肥という形になっておりまして、これが6,600円、それ以外、200トンぐらいが2割入って20%の堆肥という形になります。  
ただ、これにつきましては、小袋での製造しかしていませんので、散布という形にはなっていないという形になっています。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 販路をどこに持っていくかということを考えないと、特に園芸作物とか島しょ部とか、そういったところに販路を求めていくということでスタートしたんだと思うんですよ、この20%とかいうのは。その辺を含めて、事業者がやるということなんですが、堆肥が滞るといろんな影響があるので、市としての指導というのは、その辺も含めて、ある程度、指定管理者にシェアしていく必要があるのかなという気がしますが、その辺の実態を含めて、もう少し精査してもらいたいです。その辺のお考えを再度お聞きしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 委員さんがおっしゃるとおり、そこらはやっぱり堆肥がないと買うほうも負担にならない、使うほうもそういう形をつくっていくように、ここで生産される方ともうちょっと協議していきたいです。  
以上です。

- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 今の関連なんですけれども、堆肥の価格で、バークのほうはセンターなんですか、ほ場渡しなんですか。ちょっとそのところは聞き取れずに、竹チップのほうは、ほ場だということは聞こえたんですけども、ちょっとバークのほうを確認させていただけますか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 バークもほ場渡しです。これは、今年度、入れた分の価格がそういう形であります。全体としてはバークも、木質製品というのはバイオ発電とかいろいろありますので、割と手に入らなくなって、金額が上がっている状況であるというふうには聞いてます。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 117ページの有害鳥獣対策の18節国県補助で有害鳥獣対策協議会補助金、先ほど説明の中では、侵入防止柵や、わなや、捕獲した個体の、これは緊急捕獲の事業だと思うんですけども、これ、昨年度1,700万円余りから今年度は3,700万円に増えています。この増額の主なところは、先ほど説明があった事業のどこが大きく増えているのかということをお説明いただきたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 主に増えているところとしましては、侵入防止柵が今年度3地区だったのが5地区になって、延長が4,600メートルが1万1,650メートルに増えたということです。  
以上です。
- 児玉委員長 よろしいですか。  
南澤委員。
- 南澤委員 今の、総延長が伸びたところが2,000万円余りの増になっているということでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 主な原因は、そうです。  
以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 鹿やイノシシを捕ったときに、捕った猟友会だったり、猟師さんのほうに報償というのが出ているのかと思うんですけども、ここで処理すると、国のほうの補助が使えて、そうでないと市の単独の補助金になるんだろうというふうに理解しているんですけども、こちらのほうを増やしていく、国のほうで対応できるようにしていったほうがいいんじゃないかな

いかなと思うんですけど、その辺りは何か計画はありますか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 実際には、この緊急捕獲の部分につきましては、ジビエの加工場に持ってきてもらった分を対応にしています。というのは、捕ったら、長さを測ってやらなきゃいけないとか、そのときに写真を撮らなきゃいけないと、そのときに、捕獲者が一緒に写真に写っておかなきゃいけないとかいう形で、国の部分についてはかなり制約があるので、それを捕獲班の方に求めるのは大変厳しいので、あくまでジビエの処理場へ持ってきた部分を対応にしているような状況です。

以上です。

○児玉委員長 よろしいですか。

○稲田地域営農課長 これを広めていくというのは、やっぱり今度、ジビエの施設やペットフードができる形になれば、これを広めてできるだけ国費を対応という形を持っていくのが一番いいかなというふうに思っています。

ただ、それとこの有害鳥獣につきましては、国のほうで特別交付金の対象になっていますので、ここで捕って、単市ではという形になっていますが、交付金が活用されるというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員 121ページ、先ほどちょっと質問させていただいた四季の里整備業務委託の件で、もう少し確認させていただきたいと思います。

元ブドウ園の敷地の草刈りを1回するというのに91万1,000円かかるということなんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 今のブドウ棚のところの草刈り業務で91万1,000円で、先ほどちょっと言い忘れとったんですが、その下へ、市がまた借りとする農地が一つあります。そこも含めて、二つで91万1,000円という形になっています。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 面積が分かれば、ブドウ園と下の農地、どれぐらいの広さか教えていただけますでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 上のブドウのほうは1万平米ぐらいです。下の農地のほうが4,000平米ぐらいです。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

- 小松委員 広さは分かったんですけど、これを草刈り1回ということは、何日にかけてこれをされるんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 実際に日にちは聞いてはないですが、二、三日はかかるかなというふうに思います。  
ただ、これも今、予算をつけていますが、ブドウ棚がなくなった時点で、前はブドウ棚の間をずっと草を刈ってもらうという手間が多かった作業なんですけど、今、ブドウ棚自体がなくなっておりますので、今度の部分については、若干安くなるかなというふうに思います。  
ここの上の農地部分につきましては、また活用方法を模索しております。それがうまくいくようになれば、この草刈り業務も要らなくなるかなというふうに思っています。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 活用を考えられていらっしゃるということなんですけど、その二つ下の、四季の里山保全等管理業務委託というこの50万円については、どういった形の業務をお願いしているのかお聞かせいただければと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 これにつきましては、地域の方にお願ひして、その周辺であります林地と、下に公園があるんですけど、その公園の草刈り業務とか管理業務を行ってもらっています。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 何回ぐらい草刈りをされていらっしゃるのか、分かっているらっしゃれば教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 何日、何回というのは、報告書にはあるんですけど、現時点、今報告書を持っていないのであれなんですけど、年間を通してきれいに管理していただいています。下の公園の方はかなりきれいにしていただいていますんで、年に二、三回はしていただいているのかなというふうに思っています。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 この50万円の面積なんですけども、先ほど言ったブドウ棚の辺りの面積と比べてどれぐらいの面積を業務委託されていらっしゃるのかが分かれば教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。

○稲田地域営農課長 面積でいえば周辺部ということですね、かなり広いんですけど、主にいえば、皆さんが集まりやすい公園部分を主体としていただいでいて、それが約2,000から3,000平米かなというふうに思っています。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 恐らく林地なので、のり面とか、そういった部分も含まれるのかなとは思われるんですが、上のブドウ園が平面に対して、のり面、二、三回されてらっしゃるのであれば、かなりこちらのほうが業務量が大いかなとは思ったりもしますので、その辺、四季の里の業務に当たっているいろいろ検討していただければどうなのかなと思うところなんです、ちなみに、ふれあい農園管理業務委託っていうのは、どのような内容なんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 これは、小原のふれあい農園というのがあります。その隣に、市が建てました管理棟というのがあって、そのトイレ掃除、ふれあい農園の農園部の草刈り等を年に3回やっただいでおります。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって地域営農課に係る質疑を終了します。

続いて、農林水産課の予算について説明を求めます。

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 それでは、農林水産課の予算を説明します。

まず、歳入でございますが、予算書17ページをお願いいたします。

説明欄の上段、治山事業分担金は、小規模崩壊地復旧事業に係る受益者分担金、その下、土木事業分担金は、適正化事業による用水ポンプ改修工事及びため池下流水路改修工事に伴う受益者分担金です。

続いて、25ページをお願いいたします。

説明欄の最下欄、ため池緊急整備事業補助金は、ため池廃止事業及びため池下流水路の整備に係る県補助金。

27ページをお願いします。

上段、治山事業費補助金は、小規模崩壊地復旧事業に係る県補助金、ひろしまの森づくり事業費補助金は、里山林整備など、ひろしまの森づくり事業実施に係る県補助金です。

続いて、35ページをお願いいたします。

中ほどになります。

農林水産関係雑入のその他雑入は、土地改良施設維持管理適正化事業に係る交付金などです。

続いて、歳出です。

67ページをお願いします。

説明欄の下段、地籍調査に要する経費の地籍調査事業費は、主には過去の地籍調査事業に錯誤があった場合に修正を行う業務委託料です。

続いて、123ページをお願いします。

中段、農村整備に要する経費の農村整備総務管理費の主なものは、県営事業として設置してある、ため池支援センターの市負担金、現在、整備中の県営ほ場整備事業実施地区に設立してある三つの土地改良区及び土地改良協議会に対する運営補助金並びに市内2土地改良事業の償還助成金などです。

その下、農業用施設の維持管理に要する経費の農業用施設維持管理費の主なものは、会計年度任用職員の報酬、市管理の農業用施設に係る光熱水費、農業用施設の管理業務委託費。

次ページになります。125ページをお願いします。

農業用施設等の調査及びため池廃止事業等に伴う調査設計業務委託費、工事請負費として総額5,400万円を計上していますが、工事内容は、ため池下流水路改修工事、劣化により危険となった農道橋撤去工事、適正化事業による2か所の用水ポンプ改修工事です。

さらに、県営ため池改修工事3件の事業負担金、国・県の補助事業に載らない修繕・改修等に対する単独補助金及び農道橋撤去に係る電柱移転補償費を計上しています。

その下、土地改良事業に要する経費のほ場整備事業費は、現在、整備中の高宮町鍋石地区、すだれ地区及び甲田町火の谷地区の県営ほ場整備に係る市負担金及び換地に係る精算金などです。

その下、林業総務管理に要する経費の林業総務管理費の主なものは、会計年度任用職員の報酬。

続いて、127ページをお願いします。

委託料として、森林経営管理事業に係る所有者の意向を把握する調査業務、作業道の設置や修繕に係る補助金を計上しています。

その下、林業普及振興事業に要する経費のひろしまの森づくり事業費の主なものは、森づくり県民税を活用した里山林整備や人工林整備など、第4期の4年目を迎えるひろしまの森づくり事業の推進に係る森林整備補助金などです。

造林事業に要する経費の造林事業費は、分収造林に係る森林国営保険料です。

林道整備に要する経費の林道維持管理費は、既設の林道の維持修繕経費、基幹林道の除草業務委託料です。

その下、治山事業に要する経費の小規模崩壊地復旧事業費の主なものは、美土里町桑田地区及び高宮町羽佐竹地区で実施予定の小規模崩壊地復旧事業2件の調査設計委託料及び工事請負費。

続いて、129ページをお願いします。

単独補助として、家屋裏山崩壊に伴う土砂撤去等の単市補助金などで

す。

水産業に要する経費の水産業総務管理費の主なものは、本市が関連する三つの漁業協同組合への補助金などです。

続いて、185ページをお願いします。

中段、農業用施設災害復旧に要する経費の農業用施設災害復旧費の主なものは、被災後に行われる国の査定に迅速に対応するため、調査に時間を要する農業用施設の調査設計委託料をあらかじめ計上するものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 127ページになるかと思うんですけども、説明資料のほうで説明資料の8番です。森林管理の適正化ということで、市が管理を行うべきと判断した森林の所有者探索というふうに書いてあるんですけども、市が管理を行うべきと判断する要件というのは、どういったものがあるのでしょうか。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 これは森林経営管理事業に基づくものですが、水源涵養や災害防止等の公共的な整備が必要な森林整備とか、もう伐期がきている山林の整備で間伐等の整備が済んでいない、早急に森林の整備が必要なものです。

以上です。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 それは森林経営管理計画に基づいて、その適地に対して所有者を確認したり、施業していったりするというのが計画に基づいたものなんでしょうか。それとも地元からというか、所有者から話があって進めていくものなのか、その辺りをちょっとお伺いしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

原田農林水産課林業水産係主査。

○原田農林水産課林業水産係主査 今回の意向調査の関係なんですけども、まず、広島県と一緒に話をさせてもらおうとなんですけども、経営管理ができる森林をある程度、調査させてもらいまして、その中から、所有者に対して今後、森林管理をどうしていくかという意向調査を含めて市に預けると、回答された方の森林を集めて30ヘクタール以上になれば森林事業体が経営計画を立てられますので、そちらのほうで対応させていただくように考えております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

- 小松委員 129ページの水産業総務管理費の18節単独補助の中に、漁業協同組合補助金が60万円上がっているんですが、昨年はなかったんですが、今年度、上がっている理由を教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 この漁業協同組合への補助金でございますけれども、令和4年度まで、本市に関連する三つの漁協に補助金を支出しておりました。その後、漁業の収支報告書等を基に自立された団体であるという判断の下、令和5年・令和6年と補助金の支出を見送ってまいりました。  
しかしながら、漁業の活動として、河川の清掃活動やパトロール等、公共的な活動を行っておられることや、水産業の振興、また他市町も支出されておりますので、それらとの均衡を図るため様々なことを考慮し来年度予算に計上いたしました。  
以上でございます。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 組合に対しては、これを均等で割られているということによろしかったでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 均等で三つ、20万円ずつの3漁協で60万円ということでございます。  
以上でございます。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高慎二委員。
- 熊高(慎)委員 67ページの地籍調査に要する経費についてお伺いします。  
昨年は山林の調査がまだというお話だったんですけども、今回、数値情報化業務、320万円皆減になっておりますが、山の調査はある程度できたという認識でしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
原田主査。
- 原田農林水産課長 来年度からなんですけども、森林環境譲与税を活用した森林境界明確化を引き続きやっていく予定にしておりますけども、この中で、今年度は所有者の調査等は、一応、職員のほうで住民票を調べたり、その辺の登記簿調査はできますので、それをやって来年度、ある程度森林の整備が進んでいくところを中心に、先に森林境界明確化を進めていきたいと考えております。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 127ページ、2点ほど聞きたいんですけど、まず12の委託料、調査業務委託料は、どういった方が請け負うような形になるのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。

- 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 市内の山の様子というか、生業状況であったりというものをよく県内全体ですけれども、把握されております財団法人の県の森林事業団等々が候補になろうかというふうに考えます。
- 以上です。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本委員 もう1点、聞き漏らしたのかも分かりませんが、18節の単独補助、森林環境譲与税事業補助金というのがあります。これはどういった内容だったですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 これは、先日の産業厚生常任委員会で作業道の設置・改修に対する補助金ということで、要綱を策定したということ報告させていただきましたので、それに対する補助金でございます。
- 以上でございます。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 新田委員。
- 新田委員 127ページの、ひろしまの森づくり事業について伺います。
- 令和7年度で、採択が何件、予定に入っているのかということと、あとのどのくらい残りそうになっているところを御答弁いただけますか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 原田主査。
- 原田農林水産課長 ひろしまの森づくり事業なんですけれども、これは、あくまでも交付金ですので、交付金が来た中で、これからなんですけれども、里山林整備の取組をされる地域を募集します。その中で、実施できる箇所、できるだけ採択したいと思いますので、金額の範囲内で実施させていただきたいと思っておりますので、現段階で何団体というのは、ちょっと把握はできておりません。
- 以上です。
- 児玉委員長 続いて、答弁を求めます。
- 森田課長。
- 森田農林水産課長 来年度の里山事業ですけれども、これから募集をかけます。例年であれば5月いっぱいぐらいで募集をかけて、何団体か応募があります。その中で、この交付金の面積であったりのように分割をしてやっていくと。完結できなければ、来年度への持ち越しという形で、これからの募集ということでございます。
- 以上でございます。
- 児玉委員長 新田委員。
- 新田委員 要件は満たしているというのが恐らく条件になってくると思うんですけれども、どんな形で広報されて、大体この予算でどのくらいまでだった

らいけそうなのというのが、大枠等々が分かれば答弁お願いします。

○児玉委員長 答弁を求めます。

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 この森づくり事業の事業費補助金でございますけれども、その中で里山林整備事業で考えているのは2,000万円程度というふうに考えております。もちろん、昨年度、全て完了していないところを中心に募集をかけますけれども、一般の皆さんのほうにもホームページであったり、広報であったり、で募集をかけていきたいというふうに考えています。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって農林水産課に係る質疑を終了します。

続いて、商工観光課の予算について説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 商工観光課の予算を説明します。

歳入の主なものについてですが、21ページをお開きください。

下段、国庫支出金のデジタル田園都市国家推進構想交付金は、都市部からの企業誘致を図るために、市へ進出するための支援、企業とのマッチングを図るイベント参加費用に対し、交付されるものです。

続いて、27ページをお開きください。

上段、県支出金のチャレンジ・里山ワーク事業補助金は、おためしオフィスを活用するなど、企業誘致を推進するための補助金です。

下段、土地建物貸付収入、高宮パストラルや向原レポートの家賃収入など、財産貸付収入1,255万4,000円のうち、249万9,000円です。

続いて歳出です。

67ページをお開きください。

外郭団体等運営指導事業費は、指定管理をしております主要観光6施設の維持管理及び運営に要する経費で、主には主要観光施設の指定管理料1億1,964万1,000円です。前年度比、6施設で1,119万6,000円の増額で計上しています。

コロナ禍以降、令和6年ベースで各施設ともコロナ前の入込み観光客の水準におおむね戻ってきています。併せて、営業部門での収益も回復の傾向となっておりますが、昨今の光熱水費、人件費などの物価高騰の影響が出ています。周辺施設管理、文化振興などの非営利部門において、こうした状況を考慮し増額で計上しました。

備品購入費は、道の駅三矢の里あきたかた大型デジタルサイネージの契約満了に伴い、大型備品として液晶プロジェクターを導入するものです。

続いて、129ページをお開きください。

商工業振興事業費は、市商工会及び工業会と連携し進める商工業振興

に要する経費で、主には市商工会への運営補助金1,901万4,000円です。また、市工業会に産業人材育成促進助成事業補助金として、24万8,000円を計上しています。

商工業振興施設管理運営費は、おためしオフィスとして使用する緑の交流空間、ショッピングセンター高宮パストラル、向原駅地場産業振興支援センターラポート、そして八千代地域振興施設フォルテの指定管理料を含む維持管理経費です。

131ページをお開きください。

上段、主なものは、調査設計委託料は、向原駅ラポート1階改修に伴う撤去工事が必要です。その撤去のための調査設計業務委託料です。

企業立地推進事業費は、地元企業の事業拡大、企業支援、企業誘致などに要する経費で、主には事業拡大を図る奨励金2,899万3,000円で、前年度比1,220万7,000円の減額になります。これは、新規の事業拡大の企業がなく、2期目以降の奨励金対象企業が4件となることで減額となります。

負担金補助及び交付金1,099万5,000円のうち、主にはデジタル田園都市推進事業実行委員会補助金500万円です。

都市圏からの地方への進出を考えている企業に対し、市と連携し、地域課題解消を目指す企業を誘致するための支援です。また、これまでのデジタル田園都市国家推進交付金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金に名称が変更されており、現在、こちらに申請を行っています。

その下、令和6年度に創設した小規模事業者利子補給支援事業補助金です。

これは、市内小規模事業者の経営安定と発展を図る目的で、日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の融資を受けた小規模事業者に対し、予算の範囲内で利子を補給するものです。

その下、市内高校生職場訪問事業助成金は、吉田・向原高校の生徒を対象に、地元企業への職場体験や視察を行うためのバス借上げ代を支援します。また、サテライトオフィス等誘致事業進出助成金、起業（おこし業）になります支援事業助成金についても、それぞれ計上しています。

続いて、133ページです。

観光振興事業費（商工観光課所管）は、主に神楽や毛利元就、サンフレッチェ広島といった観光資源を活用した観光振興に要する経費で、新規として補助費、広島駅ビル新プロモーション事業負担金は、JR新広島ビルミナモアで展開される事業で、県内各市町の観光情報プロモーションコーナーが設置されます。この事業に参画する費用負担です。主には神楽定期公演に係る業務委託や補助費です。

4月から開催されるEXPO2025大阪・関西万博での神楽公演、また、これを契機とする関西圏での神楽公演など、大都市プロモーション事業補助金に1,000万円、計上しています。

その下、7月に実施予定の神楽甲子園実行委員会補助金、そのほか子ども神楽大会、近隣県の万博参加自治体との連携して実施する神楽公演大会補助金など、それぞれ計上しています。

135ページをお開きください。

上段、観光振興施設管理運営費（商工観光課所管）です。

郡山公園などの観光振興施設に係る維持管理に要する経費で、主には郡山公園管理委託料です。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

○熊高(慎)委員 133ページ、観光振興事業の中で17節備品購入費87万8,000円が計上されていますが、内容を教えてください。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 これは、たかたんを新規に1体、つくりたいというふうに考えているところでございます。市が今所有しておりますのが2体ありまして、これ、もう10年以上になります。かなり老朽化しておりますし、また、そういったところを新たに更新したいということで計上させていただきました。以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 まず、万博に関する神楽に関する大都市プロモーションというところで、具体的にどのような発信をしてプロモーションをかけていくのか教えていただければと思います。

（「何ページになるのかな」と呼ぶ者あり）

13ページです。すみません。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 大都市プロモーションの関係でございます。

関西万博があります。そちらのほうと、また併せて、それと契機として関西公演をやっておりますが、昨年は北広島町と合同開催をしております。新年度においては、安芸高田市、北広島町、さらには安芸太田町、そうした芸北の3市町で関西公演、そのようなものを予定しております。

時期とすれば、関西万博が終わった後になるろうかと思いますが、3市町で、やはり芸北地域の神楽を一緒になって支えていこうじゃないかというような話になりまして、3市町で動かしていこうじゃないかというようなこと取組も一つ入っております。

それと万博での公演、これにつきましては産業委員会のほうにも説明させていただいたとおりでございますし、高校生の吉田高校の万博、さ

らにはプレイベント、JR大阪駅のほうですね、一緒に徳島市のほうと共同プロモーション、そうしたものをを行うように計画しておるところでございます。

以上です。

○児玉委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 万博に関しても関連のことで、合同神楽で選抜されたメンバーの方たちも、かなりの量を移動したりとか、出演のほうが増えていると思うんですけども、そこに関して何か謝礼じゃないですけど、何かしっかり宣伝をしていただいている方たちへの何か恩恵みたいところっていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 謝礼というか、そういったところは今、考えておりません。その中で、衣装の借上げ代でありますとか、そうしたものにつきましては、出演いただく神楽団のほうにお支払いのほうはできればというふうには考えております。あくまでも参加いただいた神楽団員の皆さんの熱い思いで出ていただいておりますので、そこに甘えておるといふところでございます。そうした謝礼、そういった考えもないことはないと思いますが、このたびは、皆さんの思いで、何とかこの関西万博シリーズを乗り切っていきたいというふうには、皆さんのほうと話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今の関連でお伺いします。

足かけ二、三年をかけて、ついに大阪万博のほうに神楽を披露できることになったというのは大変素晴らしいことだなというふうに思っているんですけども、出るだけでおしまいになってしまったら大変もったいないなというふうに思っています。

せっかく出るのだから、そこから先、どのようにこの安芸高田神楽、あるいは県北の神楽、これを広めていくか、あるいはこちらに誘客をするか、そういったところについては、今回、何かしら用意して赴くべきだと思うんですけども、そういったことについて策というか案はございますでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 今回、一連の関西での万博を契機とした神楽公演でございます。

まず一つは、ターゲットとしては、やはり関西圏などが一番挙げられるんじゃないかなというふうに思います。その中で、やはり先ほどの繰り返しになりますが、芸北地域、安芸太田町、北広島町との連携が図れたと。そうしたところで、3市町での関西圏でのプロモーションをし

っかり打ちながら、旅行会社、JRさんをはじめ、そうしたところとの連携を深めながら、こちらへの誘客もできればというふうに考えているところでございます。

さらにターゲットといえば、やはりインバウンド、万博といえばインバウンドも強化する一つのきっかけとなると思います。安芸高田市一団体だけでは、なかなか難しいところもあるんですが、3市町、芸北地域に引き込むというような展開、そういったところを狙っていければというふうに思っておりますので、引き続き3市町の横のつながりを強化して、神楽を核とした県北への誘客を取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

関西公演については、具体的な取組がもう既に始まっているんだなというふうに今説明を聞いて思ったんですが、その誘客についての何か協議会というのは、何か形が見えてきているものなんでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

旅行会社、日本旅行でありますとか、大阪のそういったところ、阪急交通社、そうしたところとも情報共有させていただきながら、いわゆるツアー醸成を図っていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

インバウンドについては、何か動きがありますでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

やはりインバウンドとなれば、なかなかハードルが高くなっております。2次交通が弱いというところが一番のネックになっているんじゃないかと思えます。

さらには、まだまだインバウンド、要するに発注の段階、要するに、海外からこちらに、日本に入ってくる前の段階で、情報がまだまだ届いてないのが現状でございます。この万博を契機に、やはりそうした英語パンフレットの強化でありますとか、ホームページの英文化、そういったところを何らかのことで進めていければというふうに思っております。

また、そうしたところについては、民間のNPOさん、そうしたところとも協力しながら進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

今、答弁にありましたホームページだったり、パンフレットは、今回の大都市プロモーション事業補助金等の予算の中に含まれてますでしょ

うか。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。

○松田商工観光課長 1,000万円の中に、そうした新しいパンフレット、英語バージョンですね、そうしたところの増刷でありますとか、また、NPO法人さんが立ち上げておられるホームページ、そうしたところへ新たに階層をつくったり、そうしたところもつくって、海外向けの情報発信、そうしたところの予算も入っているということでございます。  
以上です。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 入っているってことで安心したんですけども、これは万博までに整備をしないと、ちょっとやっぱり効果が半減してくるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺の見通しというのは立っていませんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。

○松田商工観光課長 もう万博は目の前ですし、安芸高田市が出るのもすぐ目の前になっております。そうした情報につきまして、できるだけ早く、4月に入った段階で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。  
以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
小松委員。

○小松委員 三つお聞かせください。

1点目は、131ページの商工業振興施設管理運営費の中の、12節の委託料、調査設計委託料のところ、向原の駅の下のレポートのことで説明があったんですが、先ほど、撤去のための調査設計委託料ということだったんですが、改修に当たる撤去を主にした調査設計ということで、その撤去後の新しい1階の設計図、内容、そういったものの設計までが上がってくるための予算でよかったですでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。

○松田商工観光課長 今回の委託の件に関しては、まず、その1階部分を要するに箱にするという、撤去でどのぐらい工事費がかかるかというところがメインの委託料になっております。

この間、いろいろお話もありましたように、今後、中をどうするかというようなところについても、商工観光課とすれば、やはり商工施設ということでございますので、そうした観点、さらには政策企画との連携、情報共有しながら、また地域の皆さんの話を聞くということをしなが、1階の施設がどのように使われるのが一番いいかというようなところをやりながら、また、次の委託、ソフトを含めての委託になろうと思うんですが、委託料をまた組んでいかないといけないというふうに思ってお

ります。

今回の委託につきましては、まずはそこをきれいに箱にするというところのイメージで持っております。

以上でございます。

○児玉委員長

小松委員。

○小松委員

きれいに箱にするということで、スケジュールについてはどのような形でお考えでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

あくまでも設計でございます。設計の委託料しか組んでございませぬ。工事については、入居者もございませぬので、そうしたところと協議を重ねながら、合意が取れた段階でそういうようなところになってくるんじゃないかなろうかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○児玉委員長

小松委員。

○小松委員

本市としては、いつぐらいまでに今入居されていらっしゃる方にお話をして、いつぐらいをスケジュールとしてお考えかがあれば教えていただきたいんですが。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

まず、設計のほうは、6月ぐらいから設計の委託をかけられればいいかなというふうに思っております。また、今入っている入居の方についても、適時、そういうような情報を流しながら進めていきたいというふうに思っております。今年度いっぱい設計のほうについては、できるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

以上です。

○児玉委員長

小松委員。

○小松委員

6月から設計を開始して、今年度ぐらいに設計を終えるということで、同時並行で入居されていらっしゃる方と合意が至るように、今年度中にそこまでするという考えはないということでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

今年度、令和7年度中に、入居者の方との合意が図ればいいかなというふうには思っております。そこを解体ということになれば、また工事費がかかってまいりますので、その辺につきましては、今後の検討材料になるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長

小松委員。

○小松委員

合意が図れて、中が箱の状態にしてから、再度、内容に関しての設計費がかかって、その後、工事費がかかってくるということでしょうか。

- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 松田商工観光課長 そのとおりです。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 2点目です。  
同じ131ページ、企業立地推進事業費の18節単独補助のサテライトオフィス等誘致事業助成金のところなんですけど、昨年から比べると大幅にダウンしているんですけども、理由を教えてくださいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 サテライトオフィスの関係でございますが、今、既存の2社の家賃部分のみ、今回助成するという事になっております。新規もないということでございますので、こうした金額になっているところでございます。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 新規に関しては、積極的にその誘致っていうところは動かれているでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 企業誘致のほうにつきましては今年度もしておりますし、来年度についても、引き続き都市部での企業とのマッチングイベントに参加したりするようなことをしながら、誘致のほうを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 3階のリニューアルして入っていただいていた企業さんが出られたということなんですけど、その後、その3階に対しての誘致等、具体的な話が進んでいるのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 3階の件につきましても、並行しながら誘致のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございますが、いろいろな企業との面談をしながら、安芸高田市のほうへ引き込みをしていきたいというふうに動いているところでございます。引き続き、埋まるように努力してまいります。  
以上です。
- 児玉委員長 小松委員。
- 小松委員 前に入居された事業者が出られた後に、その後ほかの企業さんが興味を示されてコンタクトを取られたとか、そういったような具体的な話はあったのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
小野課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐 マッチングイベントで年2回、企業様とのコンタクトを取らせてもらっておりまして、年間にすると数百社にはなるんですが、具体的にそのオフィスに関してコンタクトをいただいているのは、今のところ2社ほどいただいているという状況です。ただ、まだ今交渉中という状況ですんで、来年度、進出いただければ、随時、交渉したいと思っております。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 3点目、133ページ、観光振興事業費の18節補助費の広島駅ビル新プロモーション事業負担金というところなんですが、1週間後に広島駅ビルリニューアルでオープンすると思うんですが、何階にこの自治体のプロモーションというのが入っているのでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 このプロモーション事業のところでございますが、表側の3階になるというふうに聞いております。まだまだこちらについては、受託会社のほうが今調整をさせていただいているというところで、県内の各市町もそれぞれ今調整しておるということでございます。

最終的には、今月いっぱい固まって、その後どのようなパネルにするかといった細かいところについては、4月以降の調整になるんじゃないかというふうに聞いております。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 じゃあ、3月に行っても、まだ見られないということで、新年度以降、楽しみにしているんですけども、どれぐらいの広さが安芸高田市のPRに使えるのでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 まだ割当てがはっきり決まってないという状況でございます。まだほかの参加市町の状況もあるんじゃないかなろうかというふうに聞いておりますが、できれば、パネルの畳1枚分ぐらいは欲しいところではあるんですが、まだまだ具体的な大きさというのが決まっていないというところでございます。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 畳1枚分ぐらいということで。

EXPOもありますし、4月以降であれば、まだ夏に向けて広島駅が拠点としてJRに乗るという2次交通、いろいろあると思うんですが、ぜひ連動して、うまいこと活用できるようにPRをしていただければと思うんですが、ちなみに畳1枚分、どのように安芸高田市のPRを考えてらっしゃるか、イメージがあれば教えてください。

- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 こちらのPR方法なのですが、安芸高田市だけでなく、ほかのところの市町の横の連携もございますので、うちはこうしたいというばかりにはならないかなというふうに思います。  
一つ検討しているのは、やはりQRコードをつけるということで、限られた面積でございますので、QRコードを取って、そこで安芸高田市のホームページであるとか、そうした観光情報サイトのほうへ誘導をかけられるような仕組みができればというふうには考えておりますが、まだまだこちらについては調整中でございますので、まだはっきりした、どういうパネルになるかというのは、まだ分かっておりません。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新田委員。
- 新田委員 131ページの先ほど同僚議員が聞いた12節委託料について、調査設計委託料のところでは伺いたいことがあるんですが、通常、テナントに入っている場合は、退店もしくは何らかの事情で出んといけないということであれば、出るときのお金か、もしくは、また再度入るお金か、何らかの費用を受益者に負担していただくという形になっていたと思うんですけども、この辺は、もし考えがあれば伺いたいんですが。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 もし、仮に出ていただくということになれば、原則的には元に戻して出ていただくというのが本意でございますが、そこにつきましても、今後、そういったところも含めて協議、入っていただいている方と調整していきたいというふうに思っております。
- 児玉委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認め、これをもって商工観光課に係る質疑を終了します。  
続いて、農業委員会事務局の審査を行います。  
農業委員会事務局の予算について説明を求めます。  
稲田農業委員会事務局長。
- 稲田農業委員会事務局長 農業委員会事務局の予算を説明します。  
歳入です。予算書25ページをお開きください。  
下段、農業費補助金の上から3行目の、農業委員会費補助金は、農業委員会の活動費等に対する補助金です。  
続いて、歳出です。115ページをお開きください。  
下段、農業委員会の運営費は、農業委員等の報酬とタブレットの通信料などです。  
増額の主なものとしては、会計年度職員の報酬の増によるものです。

- 以上で、説明を終わります。
- 児玉委員長 以上で、説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 先ほど、失礼しました。  
115ページの18節農業委員会Womanネット広島会費、内容を教えてくださいいただけますか。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
稲田農業委員会事務局長。
- 稲田農業委員会事務局長 これにつきましては、女性の社会進出を目的として、女性農業委員の登用や活躍を推進することを目的とするというネットワークがありまして、これは全国的な部分でいえば、全国女性農業委員会ネットワークという形になります。  
広島県においては、農業委員会Womanネットワーク広島という形で組織をされております。  
以上です。
- 児玉委員長 以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認め、これをもって農業委員会事務局に係る質疑を終了します。  
これより産業部、農業委員会事務局全体に係る質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、産業部農業委員会事務局の審査を終了します。  
ここで、説明員交代のため、また、おおむね1時間が経過しましたので、換気のため、15時10分まで休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 2時56分 休憩  
午後 3時10分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。  
これより建設部の審査を行います。  
予算の概要について説明を求めます。  
河野建設部長。
- 河野建設部長 建設部の主要事業の概要について説明をします。  
当初予算資料6ページをお開きください。  
中段下、管理課では、新規事業として1番、危険区域の支援です。  
がけ崩れ等により、市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から住

宅を移転する所有者に対して、補助金を交付する取組を行います。

次に、空き家の対策活用事業として、新規空き家を、空き家バンクへの登録促進を行います。また、各種事業により、空き家の適正管理と有効活用を行います。

建設課では、県移譲路線、市道及び橋梁の維持や改良を行い、安全で円滑な交通を確保します。

また、河川のしゅんせつは、近年の豪雨により、河川内に堆積している土砂を掘削し、河川の通水断面を確保します。

下水道課では、一般廃棄物の適正な処理を行う施設の管理・運営と、下水道事業の収益的、資本的収支に対する補助金の交付を行います。

各事業の詳細は、それぞれの担当課長から予算書に基づいて説明をします。

○児玉委員長 続いて、管理課の予算について説明を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長 管理課の予算を説明します。

まず、歳入です。

予算書の19ページをお開きください。

説明欄の上段、住宅使用料は、市営住宅、市有住宅の使用料など、9,374万1,000円を計上しています。

市有常友住宅、甲田住宅の用途廃止に向けて、入居者が減少していることなどから前年度より約1,300万円減額しています。

21ページをお開きください。

下から4行目、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、住宅関連事業に係る国からの交付金を計上しています。

35ページをお開きください。

下段の建設管理関係雑入は、国・県排水樋門の管理委託料などを計上しています。

続いて、歳出です。

57ページをお開きください。

中段、市営駐車場管理事業費は、甲立駅、吉田口駅、向原駅の駐車場の管理費を計上しています。

135ページをお開きください。

下段から137ページ上段、土木総務管理費は、県土木協会などへの負担金や土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内から移転する方に、解体費用、引っ越し費用を補助する、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金などを計上しています。

141ページをお開きください。

中段、河川総務管理費は、河川清掃業務や国・県の排水樋門の操作員の委託料などを計上しています。

143ページをお開きください。

下段から145ページ上段、住宅管理費は、修繕料など市営住宅等257戸

の管理に要する経費を計上しています。

145ページの中段、市有住宅管理費は、委託料など市有住宅3か所の管理に要する経費を計上しています。

145ページ下段からから147ページ上段、住宅建設費は、空き家対策事業や住宅関連の補助金を計上しています。また、八千代町の市営中山住宅の解体に係る調査設計委託料、工事請負費などを計上しています。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 137ページ、土木総務管理費の18節補助金の補助費（国県補助）なんですけど、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金に関して、これは安芸高田市内にどれぐらいの棟数があつて、令和7年度でどのように想定しているか詳細があれば伺います。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長 2024年1月1日現在、安芸高田市のレッドゾーン内の世帯数は985件です。そのうち、2025年度でこの補助事業を行うのは1件です。

以上です。

○児玉委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 985件の住宅がレッドゾーンにかかっているということで、危険っていう状態っていうところがある中で、住まれている方に案内とか発信とかっていうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長 この制度そのものが、従前からある制度です。現在、ホームページで公開をしております。県内の他の市町、やはり同じような事業がありますので、そういった形で広報していると考えています。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 同じところなんですけれども、これは住宅所有者の方から相談があつて予算化されたという認識でよろしいでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長 市民の方から相談があつて、来年度に向けて予算を計上したという形です。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

- 熊高(慎)委員 143ページの下段、公営住宅管理に要する経費の中で12節委託料、弁護士委託料が新しく入っておりますけども、こちらの中身を教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
鈴川管理課長。
- 鈴川管理課長 この弁護士委託料は、住宅使用料を滞納されている方に法的措置を行う費用です。今年度は手数料のほうへ予算を計上しておりまして、この委託料が適正ではなかろうかということで、来年度より委託料へ予算を計上しております。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 145ページ、市有住宅管理費の中の12節委託料で、設備保守点検委託料156万円が今年なくなっているんですけども、この説明をお願いします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
鈴川管理課長。
- 鈴川管理課長 今年度、市有住宅のボイラー式の風呂釜の点検を計上しておりました。今年度で終了いたしましたので、来年度は計上しておりません。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって管理課に係る質疑を終了します。  
続いて、建設課の予算について説明を求めます。  
登田建設課長。
- 登田建設課長 それでは、建設課の予算を説明いたします。  
21ページをお開きください。  
下から6行目、社会資本整備総合交付金は、市道維持・改良に対する交付金です。  
その下、道路更新防災等対策事業費補助金は、橋梁補修事業に対する補助金です。  
27ページをお開きください。  
中段、道路橋梁費委託金は、権限移譲された県道の維持・改良に対する委託金です。  
その二つ下、砂防費委託金は、県委託急傾斜地崩壊対策施設の維持管理に対する委託金です。  
続きまして、歳出です。  
137ページをお開きください。  
説明欄下段、市道道路維持費は、市道1,181路線、808キロメートルにおける舗装路面、構造物の補修及び除草・除雪などの維持・修繕を行うものです。  
139ページをお開きください。

中段、県委託県道道路維持費は、県からの権限移譲による急傾斜地崩壊対策施設の除草及び県道20路線、138キロメートルにおける舗装路面、構造物の補修及び除草・除雪などの維持・修繕を行うものです。

その下、県委託県道改良事業費は、県からの権限移譲による道路改良及び広島県が実施する2025年度事業予定の建設事業に対して、市の負担分を計上しております。

その下、市道改良事業費は、国の交付金として実施する1路線と地方単独事業として実施する2路線の整備を行うものです。

141ページをお開きください。

上段、橋梁維持費は、市道、橋梁において老朽化対策を行い、長寿命化を図るものです。2025年度は41橋の定期点検と7橋の補修工事を行うための費用です。

下段、河川維持管理費は、普通河川のしゅんせつを行うもので、2025年度は7河川のしゅんせつ工事を行うための費用です。

185ページをお開きください。

下段、土木施設災害復旧費は、災害発生時の初期対応に要する費用を計上しています。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員

141ページの、河川維持管理費の単独事業のしゅんせつ工事が7か所あるということだったんですが、具体的に教えていただければと思うんですが。

○児玉委員長

答弁を求めます。

登田建設課長。

○登田建設課長

吉田町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町、1河川ずつ、それから、場所ですよね。八千代町だけが2河川、残りが1河川、計7河川です。

○児玉委員長

小松委員。

○小松委員

向原町の具体的な場所が分かれば教えてほしいんですが。

○児玉委員長

答弁を求めます。

登田建設課長。

○登田建設課長

河川名でいきますと、明神谷川。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

熊高慎二委員

○熊高(慎)委員

141ページ、橋梁維持に要する経費、12節委託料の中で、橋梁長寿命化修繕計画見直し委託料とありますけども、どのように見直されるかお伺いたします。

○児玉委員長

答弁を求めます。

登田建設課長。

○登田建設課長 橋梁点検で2回目まで今終わっているんですが、その2回目の橋梁点検結果を基に今後の修繕計画を見直す業務になります。

中身といたしましては、市道の等級や交通量、第三者被害、迂回路及びインフラ展開、水道とか下水、そういったものがあるかないかで優先度の高い橋梁をまず選定して、施設の損傷状況をまず、こまめに把握します。そのことで、計画的に予防保全的な修繕を行うことで、耐用年数を延ばして、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を行うための計画をする業務となっております。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって建設課に係る質疑を終了します。

続いて、下水道課の予算について説明を求めます。

佐々木下水道課長。

○佐々木下水道課長 それでは、下水道課の予算を説明します。

19ページをお開きください。

歳入ですが、説明欄下段、し尿処理手数料は、し尿処理に係る収集手数料です。

25ページをお開きください。

説明欄下段、2節環境衛生費補助金、浄化槽整備事業過疎償還費補助金は、借入れしている過疎債の元金償還額に対する県補助金です。

111ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄上段、コミュニティ・プラント整備事業特別会計繰出金は、特別会計への繰出金です。

その下、水道事業費は、広島県水道広域連合企業団への負担金です。

下段、し尿処理に要する経費、次のページ委託料は、し尿処理収集運搬業務委託料は、し尿を清流園で処理するための収集運搬に要する経費です。

その下、清流園管理運営事業費は、し尿処理施設清流園の管理運営に要する経費です。需用費は処理の過程で使用する薬品代、施設運転に係る電気代、役務費は汚泥の運搬及び処理費、委託料は施設維持管理と設備の保守点検に係る費用、工事請負費は各設備のメンテナンス補修や部品の交換などを予定しています。

143ページをお開きください。

中段、下水道事業会計事業費は、下水道事業会計への補助金です。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって下水道課に係る質疑を終了します。  
これより建設部全体に係る質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、建設部に係る一般会計予算の審査を終了します。  
説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。

ここで、議案第29号の審査を一時休止し、建設部に係る特別会計、公営企業会計予算の審査に移ります。

次に、議案第33号「令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 概要の説明をします。

この会計は、甲田町吉田口地区を対象とした下水道施設の維持管理に要する費用です。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ506万3,000円です。詳細については、担当課長から説明をいたします。

○児玉委員長 続いて、予算について説明を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 それでは、コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算について説明します。

9ページをお開きください。

歳入の主なものは、下水道使用料及び一般会計繰入金を見込んでいます。

11ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄中段、施設管理費は、処理場等の維持管理に要する経費です。

事業費は処理の過程で使用する薬品代、施設運転に係る電気代、役務費は汚泥の運搬費、委託料は施設管理費に係る費用です。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって議案第33号「令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の審査を終了します。

次に、議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 予算書の1ページをお開きください。

事業の予定量は、公共下水道特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の事業排水区域として、排水戸数9,804戸としています。

収益的収支の3条予算の予定額は、収入13億4,529万1,000円、支出14億4,354万1,000円です。

2ページをお開きください。

資本的収支の4条予算の予定額は、収入7億7,660万8,000円、支出9億405万5,000円です。

詳細については、担当課長から説明します。

○児玉委員長 続いて、予算について説明を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 それでは、下水道事業会計予算書の21ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明をします。

この予算は、下水道事業の営業活動に伴い発生する収入と、それに対応する費用の第3条予算です。

主な収入は、下水道使用料及び他会計補助金を計上しております。

22ページをお願いいたします。

支出の管渠費は管路施設等の維持管理に要する経費です。

光熱水費、修繕費、委託料は、ポンプ施設の電気代・設備修繕及び管路の清掃に係る費用です。

処理場費は、下水道処理場16施設の維持管理に要する経費です。

光熱水費は処理場運転に係る電気代、手数料は処理で発生する汚泥の運搬及び処理費、委託料は施設の維持管理に係る費用です。

浄化槽費は、3,633基の浄化槽の管理に要する経費です。

総係費は、職員6名と会計年度任用職員2名の人件費と下水道業務の窓口、料金関係、及び財務会計処理業務を予定しています。

24ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出について説明をします。

この予算は、施設の更新をする建設改良費と、これに要する資金予定額の費用の第4条予算です。

主な収入は、加入者分担金及び企業債、国・県補助金と一般会計からの繰入金を見込んでいます。

国及び県補助金は、設計及び更新工事に伴う国からの補助金、他会計補助金は、過疎債など一般会計から繰り入れるものです。

25ページをお願いいたします。

次に、支出についてですが、支出の処理場建設改良費、工事請負費は農業集落排水機能強化2期工事、委託料は、吉田浄化センター及び甲田浄化センターの修繕改修計画及び耐震・耐水設計と農業集落排水事業の維持管理適正化計画策定業務を予定しています。

管渠建設改良費は、マンホールポンプ施設の更新を予定をしています。浄化槽整備や公共浄化槽整備推進事業として、80基の設置工事を予定しています。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 24ページの資本的収入及び支出についてお伺いします。

企業債の2節の資本費平準化債というのは、何をするための費用なんでしょうか。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 この下水道債の元金の償還は、最長で40年とされています。

安芸高田市は、恐らく今30年で恐らく償還、これを計画しています。

減価償却費というのは、期間が今決まって約50年とされています。でするので、その30年と50年、この20年の間に、要は構造的に資金不足が生じることになります。その部分の補填財源にこの資本費平準化債というのを充てています。これについては、世代間の公平性を図る目的として措置されたもので、平成16年、この制度が成立されています。

以上です。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 借換債とは違うんよね。今のは30年の償還と減価償却で帳簿上、落としていかないといけませんよね。だから、そこに差が生まれるんで、30年の分が全部落ちんということでしょう、償還しよる中で。それを資本費でまたお金を借りて穴埋めするという感じですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 今、その下水道施設というのは、当然、我々も使っていますし、当然それに係るものも我々が出しているんですけども、次の世代に移行したのも、当然、その供与期間によって使っていただかなければならないわけですから、要は借りたものを平準化して延ばしていくというのが、この資本費平準化債の考え方となっています。

以上です。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 それをやることによって、下水道使用料を上げなくて済むと、こういうような結果になるのでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 その部分とはちょっと異なるというふうに思います。

下水の料金の改定の部分は、いわゆる経費回収率、やはりここが重要なんだろうと思います。1年間の使用料収入に対して、1年間でどれだけ汚水処理費が出るのか、そこを出したものが料金改定に関係してくる部分です。

今、経費回収率の話をしましたけども、今、この令和7年度の予算で経費回収率を計算すると、約60%ぐらいの経費回収率となっていますので、この経費回収率だけ考えれば、70%ぐらいの料金改定が必要になるだろうというふうに考えています。

先ほど、山本委員の言われたこの資本費平準化債の部分とは、ちょっとまた違う考えというふうに考えます。

以上です。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 25ページの支出のほうですけど、1目の処理場建設改良費の2の委託料で、吉田・甲田センターの業務の委託とか言われたんですけど、何をどうすると言われたんですかね。これは、どこのどういった業者が請け負うてやられるんか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 まず、委託については、下水道事業団、ここに委託したいと考えています。それから、業務の内容なんですけども、吉田浄化センターの修繕改築計画については、今、処理場が20年目を経過したところから更新工事のほうを計画して進めています。今年、吉田浄化センターの修繕改築、この計画を立てたいというふうに考えています。

あと、甲田浄化センターについては、耐震・耐水、これらに係る部分の計画です。耐震等については、甲田浄化センターの施設全体が、平成7年に耐震、これは阪神大震災の影響で、設計の基準、これに見直しがかかりましたので、その新たな基準にこの甲田センターをつくり変えるもの。それから、耐水については、今、大雨等で災害がよく起こり、このことによって、処理場への浸水、これを防ぐために、耐水化計画というのを委託として予定をしています。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業下水道事業会計予算」の審査を終了します。

以上で、建設部に係る特別会計、公営企業会計予算の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて、再開します。

議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の審査を再開します。

これより議会事務局の予算審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長

それでは、議会事務局の予算概要を説明いたします。

当初予算資料9ページをお開きください。

主要事業は、新規としまして3項目ございます。

1、議場システムの改修は、老朽化した議場システムの改修です。次に、2、タブレット等の導入は、議会運営の効率化やペーパーレス化推進のため、会議システムと併せタブレットを導入するものです。3、Wi-Fi環境の整備は、2の事業運用に伴い議会棟内にWi-Fi環境を整備するものです。

これらの事業は、これまで課題としていましたが、このたび予算化となりました。この運用により、効率的で円滑スムーズな議会運営を行いたいと考えています。

各事業の詳細につきましては、事務局次長が説明いたします。

○児玉委員長

続いて、予算について説明を求めます。

藤井事務局次長。

○藤井事務局次長

それでは議会事務局の予算を説明します。

初めに、歳入ですが、予算書の37ページをお開きください。

21款、諸収入の説明欄下段、議会関係雑入として、コピー代等1万円と、YouTubeの収益30万7,000円を計上しています。

続きまして、歳出です。

41ページをお開きください。

上段、議員人件費と一般職員人件費は、市議会議員16名分の報酬、期末手当並びに議員共済会の負担金、事務局職員5名分の一般職員人件費です。

議会運営事業費は、本会議や委員会の出席に係る費用弁償や出張に係る旅費、本会議録の作成及び委員会会議録議会中継動画編集に係る委託料、音声認識システムの使用料などが主なものです。

なお、前年度より増加しております主なものは、議場システムの改修費として295万9,000円、タブレット導入に伴う関連経費として222万2,000円によるものです。

続きまして、下段から43ページ上段、議会広報事業費は、議会日より

発行に係る印刷製本費、会議録検索システム管理等委託料を計上しています。

次に、議会調査事業費では、議員16名分の政務活動費として補助金を計上しています。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、議会事務局の質疑を終了し、議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の審査を終了します。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時50分 休憩

午後 3時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。

これより、議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

新田委員。

○新田委員 令和7年度新年度予算に関して、賛成の立場として申し述べさせていただきます。

このたびの新年度の予算は、おおむね理解はできました。賛成であり、また、賛成の討論として話をさせていただきます。

今回、計上されている地域おこし協力隊活動支援業務委託料は、市民より16事業、入札執行において設計額と落札額が1事業を除いて全て同額となっており、執行方法に疑義があるとの調査の要望の申出があり、昨年11月、第4回臨時会において、発議第4号監査請求が提出され、議会で可決。現在、その結果を待っている状況であり、監査請求の結果が出次第、再度審査をすべきと考えてはおります。

現在、本市において、地域おこし協力隊は、地域活性化の大きな要となり、また期待しているところでもあり、一方では国が指摘している事業推進に当たっての留意事項としては、隊員と地域住民との認識のずれや、地域の中でどのような役割を果たしているのか、定期的な確認や自治体内部の組織間での連携を密にすることにより、適切なサポート体制を確保することなど、地域おこし協力隊推進要綱の一部改正がされ、きめ細やかなサポート体制が期待しているという国の見解でありました。

今後において、協力隊支援業務委託料の監査の内容をしっかりと精査し、また、今後どのように市が取り組んでいくのかということをお市の副市長の答弁では、私は新たなルールをつくれるということで理解しておりました。その内容をもって、今回、賛成討論とさせていただきます。

以上。

○児玉委員長 ほかに討論はありませんか。

山本委員。

○山本委員 賛成討論に参加して、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、新田委員が言われた意見に同調して、その意見で賛成いたします。

○児玉委員長 ほかに賛成討論はありませんか。

先ほど、反対討論の発言を求めたんですが、発言討論なしのところ、委員長発言で認めておりませんでしたので、もう一度確認したいと思いますが、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

○児玉委員長 反対討論なしと認めます。

先ほどの賛成討論のところ、お二人の方に賛成討論をいただきましたけれども、そのほかに賛成討論の方がおみえになりますか。

〔討論なし〕

○児玉委員長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○児玉委員長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの13件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

ここで、採決の方法についてお諮りいたします。

討論がありませんでしたので、議案第30号から議案第42号までの13件については、一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、さよう決しました。

これより、議案第30号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの13件を起立により一括して採決を行います。

本案13件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案13件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見がありましたら発言をお願いいたします。

（「正副委員長一任」と呼ぶ者あり）

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、さよう決しました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査決算の審査に関することにつきましても、調査の必要性が生じた場合は、閉会中においても調査を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、さよう決しました。

なお、所管事務の調査は、会期中が原則でありますので、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続調査についてを終了します。

以上をもって、第5回予算決算常任委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時02分 閉会